

令和4年第1回竹原市議会定例会議事日程 第4号

令和4年2月24日（木） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 松本 進 議員
- (2) 金森 保尚 議員
- (3) 道法 知江 議員

令和4年2月24日開議

(令和4年2月24日)

議席順	氏 名	出 欠
1	金 森 保 尚	出 席
2	下 垣 内 和 春	出 席
3	今 田 佳 男	出 席
4	竹 橋 和 彦	出 席
5	山 元 経 穂	出 席
6	堀 越 賢 二	出 席
7	川 本 円	出 席
8	井 上 美 津 子	出 席
9	大 川 弘 雄	出 席
10	道 法 知 江	出 席
11	宮 原 忠 行	欠 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊	出 席
建 設 部 長	梶 村 隆 穂	出 席
教育委員会教育次長	沖 本 太	出 席
公 営 企 業 部 長	大 田 哲 也	出 席

午前10時00分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第4号を配付いたしております。この日程のとおり会議を進めます。

---

日程第1

議長（大川弘雄君） 日程第1，引き続き一般質問を行います。

質問順位4番，松本進議員の登壇を許します。

14番（松本 進君） おはようございます。日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

第1番目の項目は、新型コロナウイルス感染防止対策についてです。

私のこの質問通告は、2月7日の正午に出しました。若干変化があります。

2月22日の地方紙の新聞を見てみますと、コロナ感染状況について、ピークアウト、現場実感なし、自治会長緩み警戒、こういった小見出しがありました。新型コロナウイルスの感染が続く中で、現在主流の変異株オミクロンの一種で別系統のBA.2に対する警戒が強まっています。

先日、ある家族がコロナ感染症の陽性になりました。10日間の自宅待機生活を強いられ、入院という大変な事態になりました。その家族のお話を聞くと、1人が発熱し、当日即入院、他の家族が予約センターでPCR検査の予約が取れたのは4日後でした。保健所からの連絡で、2日後に検査が受けられました。検査を予約した人は無症状であり、検査を受ける間は外出されています。家族のPCR検査結果は、不幸にして陽性でした。即刻、自宅待機が始まります。食料、食材が人数分、待機期間分届き、パルスオキシメーターの貸与もありました。自宅待機中は、決まった時間帯に健康観察結果をスマホで報告します。自宅待機生活の前日と最終日は健康状態が安定したことを報告しています。その結果を見て、待機期間後は外出してオーケーということでした。

新聞報道2月1日付には、「オミクロン株で新方針・在宅患者支える体制を」では、重症化しやすい高齢者や持病のある患者を救う医療を確保せねばならない。そのため、軽症の人に受診を控えてもらうことはある程度やむを得ないかもしれない。しかし、誰もが必要とする医療を受けることは憲法が保障する権利であり、制限されることがあってはなら

ないと指摘しています。私も同感であります。

そこで市長に質問します。

この家族は、PCR検査は予約と検査結果が遅れています。そのことは、感染力の強いオミクロンの感染拡大を招く大きな要因の一つではありませんか。竹原市内でも、PCR検査等が無料でいつでも誰でも実施できる体制を急ぐべきではないでしょうか。PCR検査体制の確立は、感染者の早期発見、保護、治療や感染防止に欠かせません。また、学校、こども園、介護、福祉施設等、社会活動を担う施設、業務は定期的なPCR検査等が欠かせません。竹原市ではどのような対応、支援がされているのか伺います。

次に、新型コロナ感染症の業務は広島県です。新型コロナ感染拡大の現状を考えれば、竹原市は県と連携して市民の命と健康を守る積極的な役割を果たすべきではないでしょうか。竹原市内の現在の感染状況、入院、宿泊、自宅待機者、重症者、死亡者はどのように把握されていますか。特に自宅待機者の待機期間と食糧支援の具体的な内容、健康観察や必要な治療、相談体制、独り暮らしや高齢者などの対応、支援体制はどのようになっていますか。

次に、3回目のワクチン接種はコロナ感染防止に重要な役割を果たしています。竹原市の3回目ワクチン接種の現状と課題を伺います。また、厚労省は5歳から11歳向けワクチン接種の3月開始を前に、自治体に小児ワクチンの供給スケジュールを提示したと伺いましたが、竹原市の保護者への周知、理解を含めた接種の準備状況はどのようになりますか。

次に、竹原市にもあった保健所がコスト削減、効率化で廃止された経緯があります。私は、竹原市への保健所の新設、復活を広島県に強く求めるべきだと考えますが、市長はどのように考えますか。

次に、市内の事業者への支援体制の強化、拡充が急がれます。国の事業復活支援金は、20年度の持続化給付金の半額しか給付されておられません。国へ持続化給付金や家賃支援給付金の復活を求めるとともに、竹原市独自に事業者の営業を支える（仮称）事業者応援金が必要ではありませんか。新年度2022年度に予算措置があればお聞かせをいただければと思います。

第2番目の項目は、広島県水道企業団いわゆる設立準備協議会から脱会して竹原市の水源を守れ、こういったテーマで市長にお尋ねします。

1月27日、総務文教委員会で水道事業の広域連携についての報告、説明がありました。

た。広島県水道企業団・事業計画骨子概要版の基本理念、企業団の責務と目的の中には、企業団は安全・安心・良質な水を安定供給する水道システムを構築するとあります。また、同資料で、基本方針、企業団の取組の方向性にも、水源保全や適切な水質管理による安全・安心・おいしい水の提供とあります。

そこで市長に質問いたします。

広島県用水受水と竹原市の中通水源の原水はどちらがどのように良質でしょうか。

また、2021年4月竹原市水質検査計画の資料4の水質検査方法の竹原市浄水水質検査実施計画書（2021年度）には、県水受水、西町水系、バンブー公園の6月、7月、8月、9月のところには「カビ」とあります。県水受水だけにカビ水質検査です。この水質検査が必要な理由は何でしょうか。

次に、竹原市の水源についてもお尋ねします。

原水水質検査実施計画（2021年度）には、病原性微生物汚染のチェック項目があります。この計画の必要性と対策、周辺環境の汚染防止対策はどのように対応されているのか伺います。

次に、同基本方針の2、施設、維持管理の最適化として国交付金を最大限活用しとか、バックアップ機能の強化等が明記されています。周知のように、竹原市水道事業の単独経営は黒字です。水道料金の値上げ計画案も、竹原市が自己判断で中止をしています。国の交付金の活用についても、竹原市水道事業が良好、健全な経営だから国の交付金はもらえないという説明がありました。竹原市水道事業は単独で健全、良好な運営なのに、なぜ竹原市水道事業を廃止してまで広島県企業団に統合する、この必要性はどこにあるのか、市長の明確な答弁を求めます。

次に、施設整備の主な内容の事業概要の3に新成井浄水場の新設があります。竹原市単独経営の中・長期ビジョンの新成井浄水場の新設は、緩速ろ過方式の設計でした。先日の担当委員会の説明では、明確な答弁がありません。改めてこの場で、新成井浄水場の設計は緩速ろ過方式ですか、市長の明確な答弁を求めます。

次に、私は1月27日総務文教委員会で、竹原市が広島県水道企業団準備会から脱会する判断基準は何ですかと質問しました。水道課長は、水道料金と交付金の活用だと答弁されました。私は、竹原市水道事業が効率化、コスト削減、これを最優先にすれば、竹原市の豊かな水源、良質でおいしい水、市民の宝は守れないと考えます。水道料金供給単価の見込み表では、竹原市水道事業の供給単価は、2020年度が立方メートル当たり181

円、2032年度は単独経営で235円、統合が208円です。そして、広島県用水供給事業は2020年度が120円、2032年度は単独経営で120円、統合で114円です。

そこで市長に質問いたします。

現在、竹原市水道事業の総給水量80%余りは竹原市の自己水源との報告です。これを広島県用水受水量100%に切り替えた場合、大幅な効率化、コスト削減で水道料金を大幅に値下げできます。企業団加盟10年後、竹原市の自己水源を廃止して県用水受水100%の事態も起こり得ると考えてよいのでしょうか。

次の質問は「水道広域化、慎重議論を」という2020年2月14日中国新聞の報道では、「2018年末の水道法が改定され、自治体が水道施設を保有したまま運営権を民間に売却できるようになった。広島県は、過去に検討した民営化を否定しつつ、民間業者の活用は検討する」としています。「最も気がかりなのは、市営でなくなると市議会が決定権を失う点だ。もし、将来県が民営化にかじを切っても止められない。世界に目をやると、民営化後に水道料金が高騰した例は幾つもある。市民が手綱を放してまで統合する利点があるのか慎重に見極めたい」と報道しています。広島県水道企業団設立は、水道事業の民営化への先駆けとも言えます。市長はどのようにお考えでしょうか。

次に、企業団への加盟は水道事業による自治事務を大幅に制限することにもなります。市議会や市民の意見が企業団に反映されにくくなりますが、いかがお考えですか。竹原市は、企業団設立の前に具体的な意見、質疑をされていないと聞いていますが、企業団加盟による竹原市水道事業の自治事務の縮小、制限をどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

3番目の質問項目は、教員の苛酷な長時間勤務の解消を重要視せよ、このテーマで伺います。

竹原市教育委員会の「学校における働き方改革取組方針」（2019年4月作成）の策定の趣旨は、教員は授業以外にも成績処理など教育事務、印刷や諸費会計などの事務的な業務、部活動の指導等に多くの時間を費やしている実態がある。また、いじめなどの生徒指導上の課題の複雑化、多様化や、地域や保護者等からの要望への対応など、教員に求められる役割は拡大しており、こうした状況が教員の長時間勤務の要因になっていると考えられています。竹原市教育委員会は本取組方針を策定し、教員が働きやすい環境を整備する。期間は2019年度から2021年度の3年間です。目標は2つあります。1

つは、子供と向き合う時間の確保です。すなわち、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合が2021年度末には80%以上となることを目指す。2つ目の目標は、長時間勤務の縮減、すなわち時間外勤務時間が月45時間を超える教員が2021年度末にはゼロ人になることを目指すという内容です。

そこで教育長に質問します。

私は、昨年度の予算、決算審査でも、市教育委員会が決めた取組方針の目標に対する進捗状況や課題を指摘してきました。今年3月末で最終年度を迎えますけれども、2つの目標に対する進捗状況はどのようになりますか。

次に、本取組の内容で取組内容の7、学校、教員が担う業務の整理、家庭、地域との連携の推進は、この3年間で具体的にどのように整理されていますか。また、この3年間の具体的な事業と予算措置についても伺います。

次に、給特法と労働時間について伺います。

これまで、給特法の下で超勤4項目以外の時間外労働は自発的な労働とされ、労働時間ではないとされてきましたが、昨年10月1日のさいたま地裁判決——控訴中でありませけれども——この判決の中では画期的な変化が起きています。

そこで教育長に質問します。

1つは、教員の授業準備は労働時間に入りますか。また2つ目に、校長の命令がなくても職員会議を通じて担うことになった労働の実態はどのような業務が該当しますか。竹原市の小中学校等の実態はどのように把握されていますか。

次に、本取組方針の目標が達成できたとしても、教員の月45時間残業を容認、放置することは労働基準法違反であります。教員の長時間勤務の解消には、次期業務改善計画が必要ではないでしょうか。教育長の明確な答弁を求めておきます。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えいたします。

3点目の御質問につきましては、後ほど教育長がお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染防止対策に関する御質問でございます。

新型コロナウイルスの検査体制につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等により都道府県が整備することとされており、広島県においては、県内全域の住民または通勤する方を対象にしたPCRセンターの設置数の拡大、感染した事業所の従業員等に



対して実施する事業所PCR集中検査及び医療機関、介護施設における月2回の定期的な検査の実施、症状がある場合に診療・検査を受けることができる診療・検査医療機関を増加し、県内で1日に1万件程度まで検査できる体制に拡充されております。

なお、診療・検査医療機関は本年1月12日現在で県内1,363か所整備されており、本市においても13か所の医療機関で診療・検査を受けることが可能となっております。国の基本的対処方針に基づく本市の役割として、市民に対し3密の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染対策、外出や移動の自粛についてメッセージを発出するなど、市民の行動変容につながるよう注意喚起に取り組んでおります。

また、ワクチン接種の実施主体として、既に市民の8割以上、高齢者については9割以上にワクチンの2回接種を終えており、感染者数の増加に比べ重症者数の割合は減少しているところであります。

本市の現在の感染状況につきましては、昨年12月31日から本年2月13日までの間に、本市88例目から241例目まで154人の新型コロナウイルス感染症患者が確認されております。入院患者数、宿泊療養施設療養者数については、保健所設置市である広島市、呉市、福山市とその他の市町の4区分で公表されており、市町ごとの状況は公表されておられません。

また、軽症、無症状の自宅療養者の増加に対応するため、県は健康観察を行うフォローアップセンターや診療、相談、薬剤処方を行うオンライン診療センターを設置するとともに、希望者へ食料及び衛生用品等の自宅療養セットの配布や血中酸素濃度を測るパルスオキシメーターの貸与等を行っており、一人暮らしの高齢者のような重症化するおそれがある方には入院による対応をしていると伺っております。

新型コロナウイルスワクチン追加接種につきましては、本市では昨年12月に医療従事者に接種を開始し、本年1月の初旬には高齢者施設の入所者及び従事者、中旬には一般の高齢者への接種を開始しております。また、こども園や学校等子供関係施設の従事者や介護サービス事業所の従事者等のエッセンシャルワーカーに対し、優先的に接種を進めております。

今回のワクチンは、1回目、2回目で接種を行ったファイザー社製ワクチンに加えモデルナ社製のワクチンの供給が半数を占めており、1回目、2回目で打ったワクチンを選ぶ市民が比較的多く、モデルナ社製のワクチンの予約が埋まりにくいという課題がありますが、どちらのワクチンでも十分な効果と安全性が確認されていることから、早く接種でき

るワクチンから接種いただくよう周知に努めているところであります。

5歳から11歳の小児に対する新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、先般、国からワクチンの供給スケジュールが示され、3月上旬からの接種開始に向け個別接種で実施するよう医療機関と調整中であり、2月下旬に接種券を送付する予定としており、その際、保護者向けの分かりやすいリーフレットを同封するなど、ワクチンの有効性、安全性や接種後の副反応について情報提供及び相談先の周知に努めてまいります。

保健所につきましては、東広島市に設置されておりますが、本市における感染症対策や公衆衛生等の保健所の機能は発揮されていると考えております。本市としましては、今後とも管轄の西部東保健所と密接に連携をし、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいります。

本市における令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策の事業者向け各種支援制度につきましては、事業者等支援給付金事業として観光関連事業者等事業継続支援給付金、家賃等支援給付金及び中小企業者等支援金の支給のほか、プレミアム商品券発行事業、電子マネーを活用した消費喚起事業を行ってまいりました。本年1月以降、広島県内全域がまん延防止等重点措置の対象地域に適用される中、飲食店の時短営業または外出自粛等の影響を受け売上減少が続いている事業者への支援として、国は事業復活支援金を、県は感染症拡大防止協力支援金及び頑張る中小事業者月次支援金を引き続き給付しているところであり、持続化給付金と同等の支援が行われているものと考えております。

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、外出自粛、移動の制限の要請など、厳しい経営環境の中で事業継続に努めてきた交通事業者に加え、事業継続や回復期を見据えた販路開拓等、売上向上を目指す新たな取組を行う中小企業者に補助金交付による支援を、またプレミアム商品券発行事業等による消費行動を促すための消費喚起事業を令和4年度当初予算に計上したところであります。

事業者向け各種支援制度の拡充等につきましては、国や県に対し、事業者に対する各種支援金等の拡充や新たな景気対策など実効性のある経済対策の実施について直接要望活動を行うとともに、市長会を通じて要望してきたところであります。

本市における事業者支援につきましては、引き続き竹原商工会議所と連携しながら、国や県が実施する制度の周知をはじめ、消費喚起策等の実施や相談受付など必要な支援を行ってまいります。

次に、2点目の水道事業についての御質問でございます。

まず、竹原市が管理している水道水の水質検査につきましては、水道法及び水道法施行規則に基づき、毎年度、水質検査計画を作成し、水質検査の検査項目、採水場所及び検査回数を定め、厚生労働大臣の登録を受けた広島県環境保健協会に委託して水質検査を実施しております。広島県用水受水と中通水源の原水の水質については、検査項目が異なることから比較することはできませんが、水質検査の結果はどちらも水道法で定められている水質基準に適合しております。

また、県用水受水のカビ臭の水質検査につきましては、県において定期的にカビ臭の水質検査が実施されているところであり、水質基準内ではありますが、本市としても安全性を確認するため藻類発生時期の6月から9月にかけて月1回、カビ臭物質の検査を実施しているところであり、全て水質基準に適合しております。

次に、病原性微生物の水質検査計画の必要性と対策、周辺環境の汚染防止対策についてであります。

病原性微生物とは、牛や豚など動物に寄生する微生物であり、経口感染すると下痢症状が起こることから、ろ過施設設置基準に適合した施設で浄化するとともに浄水の濁度測定を実施することにより安全性の確認を行っております。また、汚染防止対策については各水源地の清掃や草刈り等を定期的に行うなど、周辺の環境整備に取り組んでいるところでもあります。

次に、広島県水道企業団への参画の必要性については、本市の水道事業は人口減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新費用の増加、技術力の継承などの課題を抱え、経営は厳しさを増しております。このため、市町の枠を超えた広域連携に参画することにより国の交付金を活用した施設更新が早期に図られるなど、経営、運営基盤を強化する上で有効であると考えております。

次に、新成井浄水場の施設整備計画については、成井浄水場と中通水源地の施設の老朽化に伴い、成井水系と中通水系を統合し成井浄水場を更新する計画であります。新成井浄水場は、危機管理対策を講じて強靱化を図るとともに既存敷地内での施設更新を考えており、成井水系の浄水処理については急速ろ過方式を採用する計画としております。

次に、自己水源と県用水受水の給水量については、本市の水道は地下水を水源とする自己水源と広島県用水の2系統による供給を行っており、10年後以降も自己水源と広島県用水の割合をおおむね維持しながら水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

次に、広島県水道企業団の運営については、令和2年6月に策定された広島県水道広域連携推進方針では、地方公共団体の責務として将来にわたり安全で安心な水を適切な料金で安定供給できる水道システムを構築するため特別地方公共団体による運営とされており、民営化は予定しておりません。あわせて、企業団においては県及び市町で構成される執行機関や議会により適切に事業運営されるものと認識しております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 松本議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の学校における働き方改革取組方針に掲げる目標に対する進捗状況についてであります。

第1の目標である子供と向き合う時間の確保につきましては、子供と向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合が令和3年12月時点で66.2%であり、令和2年の同時期と比較して10ポイント以上数値が向上しておりますが、成果指標である80%以上には達しておりません。第2の目標である長時間勤務の縮減につきましては、時間外勤務時間が月45時間を超える教職員の人数が令和4年1月は16人であり、令和2年同月と比較して29人減少しておりますが、こちらも成果指標であるゼロ人は達成できていない状況にあります。

次に、2点目の学校教員が担う業務の整理、家庭、地域との連携推進についてであります。

本方針の取組期間である平成31年度から令和3年度までの3年間において進めてきた主な取組につきましては、教職員間の校務分掌の偏りの是正や会議の統合などによる業務量の適正化、来校者への対応や電話対応の終了時刻の設定、部活動の指導や引率等を行う部活動指導員等の配置、スクール・サポート・スタッフなど県費職員の配置、市費の会計年度任用職員の業務の弾力化による業務負担の軽減などであります。また、コミュニティ・スクールにつきましては令和2年度に3校で試行的に導入した後、令和3年度に全校に拡大して取り組んでおり、着実な推進を図っているところであります。こうした取組を実施するための3年間の予算計上合計額につきましては、部活動指導員報酬等として115万2,000円、部活動講師謝礼として180万7,000円、コミュニティ・スクールの推進として351万3,000円となっております。

次に、3点目の教職員の労働時間についてであります。

授業の準備につきましては、教材の研究や作成、資料の収集、児童生徒の学習状況の分析、教科の学年間の系統性の分析、他教科との関連等と極めて広範囲にわたることから、実態として明確な定義は困難であり、労働時間に含まれるか否かについても線引きをするのは困難であります。また、教職員の業務については、通常、校長の命令によって発生するものであり、職員会議での決定等によって業務が発生するものではないと認識しております。

最後に、4点目の次期学校における働き方改革取組方針の策定についてであります。

教職員の長時間勤務につきましては、これまでも大変重く受け止め、改善を目指した様々な取組を進めてまいりました。「学校における働き方改革取組方針」に沿った取組の推進はもとより、令和3年4月に制定した「竹原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に基づき、教職員の業務量の適切な管理を行うことで一定の成果は出ておりますが、いまだ改善の余地があると認識しております。このため、教職員の時間外勤務の一層の削減に向けて、今後3年間の取組目標を定めた「学校における働き方改革取組方針」を策定しているところであり、教職員が働きやすい環境の整備や管理職を中心とした組織的な学校体制の構築を図るとともに、教職員一人一人の働き方に対する意識を醸成して竹原市立学校における働き方改革を一層推進してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それでは、再質問をしたいと思います。

まず、第1番目の新型コロナウイルス感染防止対策に係ってです。

壇上でも申し上げましたけれども、検査体制をどういうふうに広げていくか、拡充していくかというのは大きな感染抑止の要になるのではないかとということで取り上げて質問しました。しかし、残念ながら竹原市内では私が希望しているような検査体制というのをつくるという答弁がありませんでした。症状がある場合に、本市でも13か所の医療機関で受診、検査が受けられるということが答弁にありました。そういった先生方も大変御苦労されていると思いますけれども、私が提案したのは、無症状の人や花粉症とかそういった方で、ちょっと気になるから検査してみようかということの検査体制の拡充、充実ということ提起したわけですが、症状がある方は13機関でやられているということで、私が今確認したいのは、無症状の人とか花粉症とかそういった人で受けてみたいよということで無料で受けられるといった体制については、今オミクロン、こういった変異

株，B A．2ですか，そういったことも言われておりますけれども，有効な感染の抑止になるのではないかということについてお尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 検査体制についての御質問でございました。

国，県，市の役割の中で，議員おっしゃるとおり，検査については広島県のほうで対応されているということです。感染に不安のある無症状者向けに県内外の居住者及び就業者を対象としたPCRセンター，これを県内に10か所設けているということ，あと検査キットを配布する臨時スポットを6か所設けているという状況でございます。本市の近隣におきましては，広島大学とそれから三原市役所玄関前に設けられているので，そちらのほうを御利用いただければと思います。また，竹原市内の4つの薬局，こちらのほうでも検査キット等を用意しておりますので，ぜひ御利用いただければと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 有料でなくて無料で気軽にできるという体制をぜひつくっていただきたいということを指摘しておきたい。

次の質問ですけれども，次は感染者，竹原市民の感染状況についてはどうなのかということを知りたい，前回にも聞きましたけれども，県がやる業務だから把握していないよというようなことで答弁がありまして，今回もまたそれと同じ内容であります。私があえてその自宅待機に係ってもお聞きしたかったのが，ある家族のことを紹介いたしました。そこで食料支援とか健康観察とかやるわけなのですけれども，気になることが多々ありましたからお尋ねしたわけです。それで，今，県の業務だから，公表されていないから感染状況は分からないと，知らないという答弁だと思うのです。それで，確認を含めてお尋ねしたいのは，広島県の健康福祉局長の答弁があるのですけれども，確かに広島県として今医療逼迫という状況は認めておられるのです，医療が逼迫しているよと。その中で，保健師の保健業務も逼迫しているよということは認められております。そして，どういう対応をしているかということで，いろんなところに委託をしているということもあるのですけれども，そういった保健業務の軽減の中に，1つは各市町の保健師による応援体制を構築しているということがあるのです。ですから，竹原市の場合は，先ほどの，県は公表していないし知らないのかなということの確認を含めてになりますけれども，広島県の保健所体制が逼迫していると，これを打開する緊急策として，その中の一つに市町の保健師に応援体制の構築をしているということで，具体的に竹原市はこの依頼があったのかどうか，連

携を取ってどういった支援をしているのかどうかをお尋ねしておきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 竹原市と東広島市，大崎上島町，2市1町を管轄しておりますのが，東広島市にございます西部東保健所ということになっておりますが，こちらのほうもかなり業務が逼迫しているということで，各市町に保健師の派遣依頼が来ています。恐らく今回，夏と1月の終わりでしたか，2度にわたって保健師の派遣要請がありました。保健所のほうでも保健師さんが常駐されておりまして，夜であるとか休日なんかも出勤して対応されているという状況の中で，各市町に応援を依頼されているということでございました。当市におきましても派遣をして対応しているという状況でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） もう一回確認を含めて聞いたつもりだったのですが，竹原市の保健師が何人おられて何人を県の要請に応じて派遣しているのかどうか。その派遣した保健師の業務といいますか，そこの中には私が言ったような健康観察もあるでしょうし，そういったことがある場合は名簿をつかんでおかななくてはいけないのですよね。その関連で，竹原市に何人保健師がおられて何人派遣されているのか，その業務内容はどうなのかということと，通常業務があるわけですから，そこの関連はどうなのかとお尋ねしておきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 大変申し訳ございません，保健師の数でございますけれども，はっきりお答えできないのですが，7，8名ということで常勤職員が滞在しております。西部東保健所に派遣したのは，1名ずつ2回にわたりということで2名ということになっております。ただ，西部東保健所での勤務内容については全てを把握しているわけではございませんが，やはりコロナウイルス感染症に対する対応ということで，健康確認であるとか電話での対応であるとか，そういったことを行っていると判断しております。

通常業務につきましては，残った職員で対応するというございます。それ自体も大変なことなのですが，この状況に対応するためにはやむを得ないと思います。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 竹原市でも，県の要請で1名派遣されているという答弁がありました。通常業務への支障が大きな，何とかその配慮を対応していただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど保健所業務の関係でもう少し確認したかったのは、名簿がなければ竹原市そのものが分からないと思うのですけども、たしか1つは食料支援、健康観察は今対応があったと思うのですけども、食料支援の内容で、第5波とか、今6波ですけれども、そういった分で、ある自治体では災害時の食料、そういったものしかないよとか、5波のときはパンと水だけですよとかといろいろ聞きました。ですから、自宅待機者の、県の業務だけれども、連携を取って何らかの、さっきの逼迫した状況があるわけですから、連携が取れて支援して市民の食料支援等々に対応できないかなという趣旨で質問したわけです。広島県内の感染状況で公表されている数値で、22日付なのですけども、感染状況全体の92.4%が自宅待機、自宅療養なのです。ですから、完全に逼迫していると。ですから、最悪の事態が起こらねばいいなど。必要な治療が受けられるという体制を守ってほしいのだけれども、そういうことにならないような早めの対策を県と連絡を取ってやる必要があるのではないかということで、1つは食料支援の問題でも、市は全然その内容について把握していないのかどうかを確認しておきたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 広島県の支援として、自宅療養者への物資を提供しているということでございまして、食料でありますとレトルトの御飯であるとかカップ麺、カレーであるとか缶詰、そういったものをお届けしているという状況でございます。あと、衛生用品でございますけれども、アルコール消毒であるとかトイレットペーパー、そういったものをお届けしておりますが、これは一応、県の役割としてなされているということなのですが、これが行き届かないような事態があれば、当然のことながら竹原市もそこへ参入して住民の皆様にお届けするということになるろうと思っておりますが、現時点ではそういったものの要請はないということです。今後、もし状況が変わりましたら適切に対応してまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 次は、ワクチン接種の現状と課題でいろいろ報告がありました。

もう一回確認を含めてお尋ねしたいのは、現在の接種状況、何人接種済みなのかと、全市民から見たら何%になるのかということとをまずお尋ねしたいのと、高齢者の状況も同じ理屈で対象者と接種済み、テレビでは何か、数日前ですか、竹原市は高い接種率というふうに報道がありました。現在の高齢者65歳以上の接種状況はどうなのかと。

それから、ワクチン接種のことも今答弁がありました。ですから、全体としてはワクチ



ン接種の量，希望される接種，希望者は何人あってワクチンの摂取量は何人分確保しているのかと，それが分かれば教えていただきたいなということ。それをお願いします。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 接種率のお話でございました。

大変申し訳ございません，単に対象者の人数とか，何人受けられたか，人数では今手元に数字がございませんのでパーセントで答えさせていただきます。

まず，全体人口で申しますと，3回目の接種をされた方が31.11%でございます。これは，広島県内の市町では第1位の高い率となっております。広島県全体の率が16.84%ですので，かなりの高い率になっているということでございます。

また，お尋ねいただきました65歳以上，高齢者の方の接種率ですが，これが61.08%です。これが，県内平均が41.01%ということです。竹原市の61.08%というのは，坂町に次いで県内第2位の率となっているという状況でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 数が今分からないということですけど，ワクチンの確保量のことなんですけど，それは希望者に対してワクチンの摂取量は確保していると，さっき答弁ではファイザーとかモデルナとかいろいろありましたけれども，量全体は確保されているのかということをお尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） ワクチンに関しましては，国，県を通じて配分されていくということでございますが，3回目の接種につきましては順次届けていただくことになっておりますが，全体として確保はできているという状況でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） これは，ぜひ市長にお答えいただければと思うのですが，今，県の保健所機能が逼迫状態，大変な事態だということがありました。それで，竹原市内に保健所の設置，この復活を求めたのですけれども，ぜひもう一回市長にお尋ねしたいというのは，経緯を言いますと，1995年の地域保健法施行後に日本全体でも日本の保健所数が激減していると。広島県所管の保健所も，1972年は20か所あったのですけれども，これが2020年度には4か所，3支所の体制まで削減されております。しかし，今回のコロナの感染状況を見れば，誰が見ても保健所機能が大変な事態になっていると。これはもう，保健所の数もです，人もです，相当減らしてきているわけです。ですか

ら、私は県民、市民の命と健康を守る上でも、昔、竹原市でも保健所は設置されていたわけですから、これはすぐにはできないかも知れませんが、こういった保健所機能の復活で県民、市民の命を守るという立場から県知事に少しは要望する必要があるのではないかとということについてお尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 県の機構の話でございますので、まずは今の現行の西部東保健所の、有事の際でも十分な対応ができるような機能強化を図っていただくことを、現在も市長会等の中では県のほうに申し伝えておりますけれども、そのようなことを通じて、いわゆる保健所管轄の市町の住民の皆様に十分なサービスが届くような取組を求めていくということと、あとは現行で各圏域ごとに保健の対策協議会というものを持ちながら、様々な保健医療に関わる取組について情報交換、または医療機関、また様々な機関と連携した取組を進めているところでございまして、それらともさらなる今般のコロナを通じた事態等に対してどのような取組をすべきであるかということも協議をすべき話かなというふうにも思っております。いずれにいたしましても、広島県においても課題認識を持ちながら今後対応をしていただくこととされておりますし、市長会を通じてもそのようなことを申し述べていきたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） ぜひ、保健所の機能、保健所の復活といいますか、これは市民にとっても命と健康を守るといううえでは鍵になるというふうに大切なものだと思うのです。ですから、引き続きそういった、今回のコロナの教訓を生かすというのであれば、こういった保健所機能を復活させるということも検討すべきではないかというふうに私は思います。

次は、広島県水道企業団から脱会して自己水源を守れというテーマで発言通告をしております。

それで、再質問なのですが、まず第1点目の質問は、私としては簡単な質問をしたつもりなのです。それを明確に答えていただけないというのは大変残念なのですが、要するに広島県の水源と竹原市の中通を上げたのですが、竹原市の水源はどちらが良質なのかという、簡潔にお尋ねしたのです。それで、再質問なのですが、部長にお尋ねしていますけれども、水源に当たりますけれども、広島県用水の取水口は太田川から取水しているというのは御存じですね。

議長（大川弘雄君） 公営企業部長。

公営企業部長（大田哲也君） はい。こちらの広島県から送られる水については太田川の表流水で、高陽の取水場で取水された水をこちらのほうへ送り込まれております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それは知っておかなくてはいけないのですが、そういった、私が言った県用水の原水、これは太田川の表流水なのです。中通の、一つの例で、水源の原水はどちらがどういったことでいいのかということを行いました。しかし、比較できないと言われて、もう一回聞きたいのは、広島県用水は太田川の表流水を取水しているということは御存じと、今答弁がありましたけれども、全部の51項目まで水質を言えませぬけれども、1つの手法で広島県太田川の原水、これは取水して瀬野川で接続というらしいですけれど、そこで原水をやって浄水で送っています。ですから、太田川の原水と言われる、その水質検査、これは2019年7月22日の採水日の一つの数値なのですけれども、広島県の太田川から取水した原水というのは水道法でチェックしていますけれども、先ほど言った採水日で一般細菌が1,900個あります。水道法の基準では100以下ですよというふうになっています。それが、1,900個、原水のことですけれど、あります。大腸菌も、太田川の原水というのは、同じ採水日で調べたら150個あります。水道法では検出されてはいけませんよということになっています。それで、中通水源のほうも調べました。これは2020年5月19日採水日なのですけれども、一般細菌は水道法で見ると中通水源はゼロ個です。一般細菌はないということです。大腸菌についても調べておりますけれども、これは未検出ということで、ないというふうに言っていると思うのですけれども、こういった、未検出です。だから、私ら素人が見ると、太田川のほうは先ほど言った大腸菌、一般細菌がある、水道法の基準から見て。中通水源はゼロで、大腸菌も未検出といった数値が客観的事実としてあります。

私が質問したのは、これの原水のことですけれども、どちらがどれだけいいのですかということをお尋ねしたのですが、改めて数値をお知らせしてどちらがいいですか。

議長（大川弘雄君） 公営企業部長。

公営企業部長（大田哲也君） 県用水の水質についての御質問でございます。

こちら、言われるように、原水については太田川の表流水を使用して、瀬野川浄水場におきまして、この水を原水の水質に応じて適正に処理した水を竹原市に送ってきておりま

す。この太田川の原水と竹原市の井戸の比較というよりは、我々からすれば、竹原市に送られてくる水に対して、県用水と竹原市の井戸の水、こちらについての比較をした場合には、どちらも水道水に適用した水であるということで答弁させていただいております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） これは市長が答えてください。飲み水の、飲むところは水道法できちっと管理しないといけないのは当たり前のことであって、それは当然だと思うのですが、私はその元の水がどうなのかと、いいか悪いか、どちらがどれだけいいですかというのは今聞いた場合ではさっき言った数字です。広島県用水は太田川の表流水を取水している、それで一般細菌、大腸菌のことを言いました。中通の水源の原水、これはゼロで、私が考えたら、明らかにどっちがいいというのは、誰が考えても分かるのではないかと思うのですが、市長はどうですか、今の件を聞いて。

議長（大川弘雄君） 公営企業部長。

公営企業部長（大田哲也君） 一番重要なのは、竹原市に送られてくる水の水質がどうであるかというところが重要でありまして、広島県におきましても、浄水処理する場合には原水に応じた処理を行って安全な水を竹原市に送り込んでおります。その比較をした場合には、どちらも水質は安全であるということでお答えをしております。

以上です。

公営企業部長（大田哲也君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は飲み水のことを聞いているのではなく、あくまでも原水のことを聞いて、原水に対して飲み水を浄水にするまではそれだけの処理がいるわけでしょう。それで、水道法で飲むようにしているのは分かります。だから、原水のことを、中通の水源、竹原市の水源は本当においしい良質な水があるではないかと、これは誰が見ても明らかではないかと思うのです。それを、私は市長に聞いているのに市長がよく答えない。

それと、百歩譲ってと言ったらおかしいけども、県用水の浄水、これは浄水で瀬野川から飲み水として処理した水のことですね。それが、ずっと東広島、安芸津、こっちに来て2市町のところまで来ている。そこの来たところの間の処理が、1つはカビ臭の問題があるのです。それは、カビ臭の問題を処理している。そして、竹原市に入った後もカビ臭の検査、これは私はするなど言っているのではなくて、する必要性はあるからやっているの

だと思っております。しかし、市内の自己水源はやる必要がないわけでしょう。これを今、あなた、処理したといろいろ言うけども、水質はどちらがいいのですか。竹原市の自己水源は、浄水の分はそこまで処理、カビ臭の検査は要らない。広島県用水は、飲み水として2市町から竹原市に入ってきた、この分のカビ臭は確かに安全上検査することは必要なんだけど、これだけ違いがあるのではないのですか。

議長（大川弘雄君） 公営企業部長。

公営企業部長（大田哲也君） 県用水についてのカビ臭の御質問でございます。

こちら、先ほどから言われております太田川の表流水、こちらの上流側には温井ダムがございます、一般的にダム湖の水というのは藻が発生しやすいということで、春から秋にかけてカビ臭の物質の濃度が上昇しやすいというおそれがあることから、このカビ臭について管理をしているところでございます。県におきましても、カビ臭につきましては定期的に検査を行っているところではございますが、竹原市におきましても安全性を確認するために6月から9月にかけて月1回の検査を行っております。その結果としては、これまで全て水質基準に適合した安全な水となっております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 市長、ぜひよく聞いていただきたいのは、原水の水質検査の数値も言いました。そして、送られてきた2市町以降の竹原市内に入った水もカビ臭の件についてはチェックせざるを得ないような、良質ではないという言い方が適切なのでしょうか、そういう状況です。だから、飲み水にするには処理が必要なのですけれども、竹原市の自己水源はそこまでする必要がない水です。ですから、誰が考えても、カビ臭の問題一つ取っても、一方では県用水、飲み水が送られてきた元から竹原市に入ってくる分はそういった処理、チェックをしなくてははいけない。竹原市の場合は、自己水源はその必要はないというのが計画です。これは、どちらから見ても明らかに良質かというのは誰が見ても明らかだと。それをあなた方は明確に答えることができない、これはおかしいのではないかなと私は思います。

それから、成井浄水場の施設の維持管理についてなのですけれども、竹原市が数年前に単独経営を前提にした中・長期ビジョン、竹原市の水道事業の整備計画というのがあります。この中には、成井浄水場の新設、急速ろ過ではなくて緩速ろ過で設計するというのがありました。それで、今回私が質問した中に企業団へ参画する必要性についてという質問

をしました。その質問に対して、人口減少による収益の減少とか、施設の老朽化による更新費用が、お金がかかるよ等々の説明がありました。私がなぜあえてそこを聞くかという  
と、竹原市自らが単独経営でつくった中・長期ビジョン、その中にも施設の更新のことはもうはっきり入っているし、人口減少で水道料金のことも入っているし、竹原市がつくった中・長期ビジョンにも入っているわけです。だから、今回、今答弁されたような企業団に入るかどうかの原因にはならないのではないですか。単独経営でも厳しさは分かっている、老朽施設の更新はやらなくてはいけない、そのための中・長期ビジョンをつくった。それで、繰り返しになるけれども、交付金の問題についても竹原市は健全良好な運営をしているから国から交付金をもらえないのですよということまで紹介しました。ですから、なぜ黒字なのに、健全経営なのに、そういった収益減とか更新費用の増大とか、そういったことを包含された中・長期ビジョンをつくっているのに、なぜあえて企業団に参画する、ここの狙いはどこにあるのですか。

議長（大川弘雄君） 公営企業部長。

公営企業部長（大田哲也君） 言われるように、中・長期整備計画、これは広域連携に入ろうが入るまいが、我々で老朽化した施設は更新していかなくてはいけないという認識を持っております。その中で、広域連携に参画することによりまして、統合に伴う施設整備費の3分の1を国からの交付金が受けられること、またそれによって水道料金の上昇幅の抑制につながっていくということで、この中・長期整備方針に基づく施設整備の更新、または耐震化が事業計画内に着実に実行できる、実施できるということで、現在広域連携の協議会に参画をしているところでございます。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） その答弁は、私が言った企業団に入る必要性、狙いという答弁ではないです。それは、竹原市が数年前につくった中・長期ビジョンの中に、人口が減るから収益減になりますよとか、それが入っていないとか、施設の更新が計画に入っていないとか、それなら別なのです。それは市は分かってそういう計画をつくっているわけではないか。そして、竹原市は健全な経営だから交付金が下りないのですよというのを説明してきたではないか。何で企業団に、今入る必要がどこにあるのか。

それと、施設整備に係ってお尋ねしたいのは成井浄水場の件です。これも、くどいようだけでも中・長期ビジョンの中に入って、25億円余りでしたか、最大の経費が入ってい

たと思うのですが、これは緩速ろ過方式の設計でやるという当時の説明がありました。今日の答弁では、急速ろ過方式に変えて設計してやるというふうな説明があったと思うのです。これは、竹原市の、さっき県用水との比較でどちらが良質な水なのかと、水源になっているのかということも紹介しました。それで、三原市水道部の資料を見てみると、緩速ろ過の浄水処理というのはどういう処理なのかというと、簡潔な説明なのですが、三原市水道部の紹介によると、緩速ろ過方式の浄水処理は薬品を使わない自然に優しい浄水ですと、おいしい水を作ることができますよと、これが緩速ろ過方式だと。私は、竹原市の水源を考えて、そういった処理がこれは最も合うし、これまで竹原市ではやってきた処理方式、これをなぜ変える必要があるのかなと。薬品を使わない自然に優しい浄水、おいしい水を作ることができますよと、これだけ書いてあるのになぜ変える必要があるのですか。

議長（大川弘雄君） 公営企業部長。

公営企業部長（大田哲也君） 成井浄水場のろ過方式についての御質問でございますが、こちら、現状、成井の浄水場、緩速ろ過と急速ろ過、両方を併用して今浄水処理を行っております。緩速ろ過についても、急速ろ過についても、こちら、水道法の規定による施設基準で処理すれば安全な水であるということで、どちらの方法にしても安全な水に処理できるというものでございます。今回、この急速ろ過に選定、採用したという理由の一つといたしましては、平成30年の災害におきまして、東野水源地、井戸、こちら、井戸水であるから豪雨には濁らないであろうという前提があったのですが、実際には井戸の水が濁りまして東野地域ではかなり断水が起きました。この東野水源は、成井浄水場の原水となっております。また、それまでも上条第1、上条第2も井戸水がございまして、これも成井に送られてくると。これについても、昨年の災害では濁ったという苦い経験がございます。そうしたことから、急速ろ過であればある程度の濁り水も処理できるということで、安全面を考えて急速ろ過の採用を計画しているところでございます。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 三原市の水道部の浄水処理、緩速ろ過方式を紹介しました。ぜひ、こういった分が竹原市民が求めている自慢できるようなおいしい水ではないかと思うのです。

それで、市民の声を紹介したいのですけれども、ある市民の方が水源の学習会で水源の

学習をするのに市の水道課の担当職員を3年前に呼んだときに、市の職員の声として、竹原市の水は良くて枯れないよというような話を聞いたそうです。それが、今回、今は災害のときを考えて県用水が要るのだということに変わってきているということで、今の答弁を見ても、本来おいしい水をいかに守っていくかということが欠落していると思うのです。ですから、健全経営をやっているのにそのことも明確に答弁で答えられないという大変な事態が今起こっているということでもあります。

そして、今度は企業団に加盟することには私は反対なのですが、入った場合は竹原市議会を含めて自治事務が大幅に制約されると、大変危機的な状況になるということも壇上であえて言いました。それで、市長にお尋ねしたいのは、なぜそうなるかという、端的に言えばこれは議会側に大きく関わるのですけれども、今の予定では15市町がそういう企業団を設立して、そこにチェック機関として議会はどうかという、誰が考えても、竹原市でいえば14人の議員がいますけれども、それが企業団になってそこに議員が入れるわけではない。15市町になったら、定数が分かれば教えてほしいのですけれども、議会の、9月に分かるのでしょうか、そういった今の素案で議決機関として定数が、15市町が集まったら、全部の議員数は分かりませんが、それがはるかに少なくなるということは明らかです、誰が考えても。ですから、例えば竹原市から1人そこに議員として派遣されるかも分かりませんが、14人で今いろんな目で、水道事業に限って言えばいろいろ審査してきたのが、最低限でも1人しかできなくなるという、これが1つの議決権から見た、企業の設立は大変な事態が起こると。執行機関もいろいろ、意見も今まで準備会で発言されていないということもあえて紹介しましたが、これだけ地方自治の事務が制約される、議決機関が制約される、このことは、市長、認めますね。

議長（大川弘雄君） 公営企業部長。

公営企業部長（大田哲也君） こちら、企業団については、地方自治法の規定に基づきまして企業団の議会、企業長、監査委員、選挙管理委員を設置することとなっております。また、そのほかにも構成団体の長で構成される市町長会議、こちらは仮称でございますが、それを設置されるということで、そうした議会を通じまして市の意向というのは反映されるものと考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 反映されるという考え方が、私もさっき、竹原市は今14人の議



員がいますよと、これは1人ぐらいがやつのことではないのかなと、そこに送れるのが。今、全体の議員の数は分かりませんが、15市町の全体の議員の数が企業団設立の議決機関になると明らかに縮小して、15人か20人かは分かりませんが絞られる、その中で竹原市から何人そこにに入れるか、市民の声が届くチェック機関としてのあれが形骸化する、低下することは誰が考えても明らかです。ですから、これが自治事務の制約になる。一旦、県がかじを民間に切ったら止められないということの紹介の一つなのです。

それから、時間がありませんから、次の教員の長時間労働の解消のテーマで再質問しますが、1点目の質問で目標が達成できなかったということがありました。目標を達成できない最大の要因、これはあと3月までちょっとしかありませんけれども、要因から次期計画をつくれるということもありましたけれども、最大の要因はどこに原因があって目標が達成できなかったのか、それを次期計画でどういう対策を取れば解決できるのかということをお聞きしたい。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 平成31年から令和3年度にかけて学校における働き方改革取組方針を策定いたしまして、課題となっている教師の長時間労働に対する対応を図ってきたところでございます。その中で、御質問にありましたように目標を2点掲げまして、目標に達するために様々な取組をしてきております。その目標に達していない状況につきましては、冒頭に教育長が答弁したとおりではございますが、その理由分析についてまず御答弁をさせていただきますと、まず子供と向き合う時間の確保についてでございますが、子供と向き合う時間という捉え方については、子供と直接接する時間、そういったものは当然ではございますが、授業準備でございますとか生徒指導なども含めまして子供に関わるあらゆる業務を指すものとそのように考えておりますが、そういった説明が十分ではなく、教員が直接接した時間という認識で回答したのではないかと、そのように考えております。

いずれにいたしましても、回答される方の認識の違いがあるのではないかと、そのように考えております。

2点目の45時間以上の職員をゼロ人としている目標に関するところでございますが、この目標についてはかなり厳しい目標設定ということもありまして、確かに達成はしていませんが、教育長の答弁にもありますように、直近の1月の状況は2年前と比較して大

大きく減少しておりますが、また前年と比較しても平均人数は減少している状況にあって徐々に改善が図られていると、そのように認識しております。このことについて、私は学校現場で経験がございませんので。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 時間がないので、質問を絞ってやりますけども、次の質問は教育長に聞きたいと思うのですが、授業の準備時間、さっきいろいろ、授業準備には5項目ですか、教材研究とか資料収集とか等々、5項目、極めて広範囲にわたると、だから労働時間としての線引きが難しいということを言われました。この授業準備時間というのは、授業に必要不可欠な勤務時間なのではないのですか。授業準備時間はどうしても必要な時間ではないのですか、どうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 当然、必要な時間だと、そのように認識しております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私が聞いたのは、必要な準備時間は、労働時間というのにその準備時間はどれだけ入りますか。線引きができないと今あったけども、教材研究の時間、せめてそういった時間をどれだけ授業準備時間に費やしているかということは把握するべきではないのでしょうか、それも把握していないのですか。把握していなかったら、時間短縮の分の対応はできないではないですか。私が言いたいのは、授業準備時間は必要な時間だということに対して、それが労働時間ではないと、今までは自主的な時間外と言われたのだけでも、さっきのさいたま地裁の判決を調べていただきたいのですが、ここでは準備時間なんかも、時間の短いのがあるから今控訴されているのですけども、労働時間に入りますよという画期的な内容になっているわけです、準備時間も。だから、ほかにもいろいろありますけども、私が言いたいのは、そういった教員の業務、本来すべきである業務は何なのかということをしちっと整理をして、解決策としては部活とかスクールとかいろいろあったのですけども、これだけは極めて少ないと。次期計画には、抜本的に45時間を超えるということも労働時間という必要時間となれば労働基準法違反になるわけですからとさいたま地裁は言っています。ですから、きちっと整理して、次期計画は解消できるような対応をしていただきたい。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 授業時間についてですけれども、私がさっき答弁申し上げたとおりですが、定規で測ったり計算機をたたいて何時間ですとって編み出すことが非常に困難だというのは、例えば新聞を見ていてこの記事を使おうかというようなことで、それをでは教材研究にするのかとか、あるいは生物の教員が休日に花の写真を撮ってそれを授業へ生かすとか、非常にここからここまでが準備時間であるということの、さっき申し上げたとおりですが、線引きというのが非常に難しいのです。そのところは御理解いただいて、それが可能な限り割り振られた勤務時間の中で終結するよとということについては目指してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 以上をもって14番松本進議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番、金森保尚議員の登壇を許します。

1番（金森保尚君） 令和4年第1回竹原市議会定例会一般質問、新風会、金森保尚から通告書に沿って2件の質問を行います。よろしくお願いいたします。

1件目、豪雨災害等の復旧・復興強靱化対策のスピード感を持った対応について。

市長は、令和4年1月27日臨時議会の所信表明の中で、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興や翌年夏の豪雨災害でも生じた浸水への対策につき、国、県と連携しながらスピード感を持って取り組むことで今後の大規模災害への備えの強化を図り、災害に強いまちづくりを推進していくことを筆頭に述べられております。まさに住民の方々が求められているスピード感であります。

令和4年1月25日、民生都市建設委員会にて状況説明のありました豪雨災害復旧・復興について御質問いたします。

1、平成30年の災害復旧では、復旧事業の実施箇所289件中、残りは工事中53件、設計中2件で、完成率81%で、復旧・復興が見えている状況でありました。しかしながら、令和3年の豪雨災害で再度被害を受けたことから、工事が令和4年度にずれ込む見込みになっております。平成30年の災害復旧は令和4年度に完全復旧するのかお伺い

いたします。

2, 令和3年の豪雨災害については、災害件数は78件あり、民家に近隣接した箇所、ライフラインへの影響がある箇所など、緊急性の高い箇所から順次復旧工事を発注予定とされています。住民の方々からは早期の復旧が望まれています。市は具体的に何年くらいで災害復旧を考えておられるのかお伺いいたします。

3, 本川流域は、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化計画（令和3年から令和7年）と連携して、重点的かつ集中的に対策を講じることとされています。下野町大王地区では浸水対策事業が令和2年から取り組まれているのですが、取り組まれた対策について、何をいつどこに実施されたのか、または実施中、実施予定なのかお伺いいたします。

4, また、本川流域への防災・減災に資する強靱化の取組とはどのような計画なのか、何をいつどこに計画されているのか、また計画中、計画見込みなのかお伺いいたします。

5, 豪雨水害時に関連した市道拡幅工事について。

市内にはいまだに狭隘道路が多くあり、豪雨災害や緊急時に安心して安全に車両での移動や緊急車両の進入確保等が必要であります。今後計画的な狭隘道路拡幅整備事業が必要と考えますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

2件目、産業廃棄物の本郷安定型最終処分場建設について御質問いたします。

1, 本郷安定型最終処分場建設は、2018年4月、JAB協同組合による産業廃棄物の安定型最終処分場を設ける許可が申請され、2020年4月に広島県知事が建設許可を出されました。この許可を市長はどのようにお考えになられたのかお伺いいたします。

2, 2021年3月に本郷処分場建設差止め原告団により広島地方裁判所に建設工事差止め仮処分の申立てが行われ、JAB協同組合に対し、処分場の建設、使用、操業を全面的に禁止する旨の決定がなされています。

計画地は、三原市民と竹原市民の水道水源の上流に当たり、処理場の廃水などで水源が汚染されるおそれがあります。埋立面積は9万7,499平方メートル、マツダスタジアムが約10個分です。埋立容量は112万6,000立方メートル、2トンから10トントラックが1日30台程度、30年間投棄されます。雨水、浸透水は調整池を経由後、自然流下で椋原川と日名内川へ流れ出ます。竹原へは賀茂川へ流れます。計画地は、三原市本郷町南方であります。地形から流れ出る水の7割は竹原側に流れていく分水嶺と言われる地形になっています。竹原市民の水源は賀茂川沿いの6つの浄水場で水道水にな

り、竹原市内水源容量の87%に当たります。

市は計画地の視察はどのようにされたのか、またさきに述べましたような汚染のおそれをどのように認識されているのかお伺いいたします。

3、計画地は、土砂災害特別警戒区域にも指定されており、土砂災害の危険性も懸念されます。安定型処分場は、性質が化学的に安定している安定5品目、廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず、ごみくず、瓦礫類に限定されていますが、現実として有害物質による汚染事故が多発し、法的な不備で全国で相次ぐ裁判での事例を指摘し、日本弁護士連合会が今後新規に許可されないよう求める意見書を建設省に提出されています。

JAB協同組合が経営する本郷処分場と同じ安定型の広島市安佐南区上安処分場では、2020年現地調査が行われたとき、排水が基準値を超えていることで改善指導が行われています。処分場建設差止め原告団は、広島県を相手に2020年から建設許可取消しの訴訟も行っています。本件について、市長はどのような御方向でお考えかお伺いいたします。

4、計画地は三原市ではありますが、関係地域は三原市本郷町と竹原市新庄町にあります。ゆえに、両市が同調し意見を出し合い、市民のためにどう対応すべきか歩調を合わせて進めていくべきと考えます。三原市との意見交換等、打合せは行われているのかお伺いいたします。

三原市では、現在、水道水源を保護するための条例を制定するため、市民の意見を聞く会が行われ、市議会では毎回一般質問が行われ、質疑応答されています。竹原市においても、三原市同様に活発な対応が行われることが必要と考えます。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 金森議員の質問にお答えいたします。

1点目の豪雨災害時の復旧・復興についての御質問でございます。

平成30年の災害復旧工事については、公共土木施設災害復旧事業、農地・農業用施設災害復旧事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を実施しており、令和4年1月末時点で84.4%が完了している状況であります。また、工事中及び契約済み箇所を含めた進捗率は全体で99.3%となっており、未契約の残り2件についても間もなく契約となる見込みであり、全ての工事について、令和4年度中に工事が完了するよう取り組んでまい

ります。

次に、令和3年大雨災害への復旧については、国の予算措置として復旧期間が3年間とされており、しかしながら、広島県西部建設事務所東広島支所管内においても工事箇所が多数あることから、受注環境は引き続き厳しい状況であるため、建設業者の受注状況を把握し、広島県と連携しながら早期完了を目指してまいります。

次に、大王地区の浸水対策事業については、平成30年7月豪雨による当地区の浸水状況を踏まえ、令和2年6月から管渠施設やポンプ施設に係る基本・実施設計業務を実施し、昨年6月にポンプ施設に必要となる用地を取得し工事着手の準備を進めておりましたが、7月に再度災害が発生をしたため、12月に現況水路の容量増のための水路を緊急的に整備したところであります。

このような状況の中、本川流域の強靱化の取組として、現在、二級河川本川の管理者である広島県において、これまでの浸水状況を踏まえた流量シミュレーションを実施し、浸水対策の具体的な事業計画についてまとめられているところであり、本川と直結する大王地区の内水対策についても、この結果を基にポンプ施設等に係る設計内容を変更することとしております。引き続き広島県と密に連携を図りながら、今後の大規模災害への備えとしてハード・ソフトの両面から強化を図り、災害に強いまちづくりを推進していくためにスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市道拡幅工事についてであります。

本市の市道は約300キロメートルあり、約6割の市道が幅員3.5メートル未満になっており、多くの区間で狭隘な道路となっております。そのため、災害発生時の救助活動、生活物資の輸送や高齢者の事故防止、通学路の安全対策などの観点から、市内各所における道路改良、通学路、園外保育経路の安全対策等が必要となっており、緊急度の高いところから取り組んでいるところでありますが、今後も整備手法等について検討しながら計画的な整備に努めてまいります。

次に、2点目の三原市本郷町の産業廃棄物最終処分場建設についての御質問でございます。

JAB協同組合による産業廃棄物最終処分場設置許可申請については、許可権者である広島県において申請内容について廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき慎重に審査を行った結果、法律に適合すると判断されたため設置の許可をされたものと認識しております。最終処分場建設予定地への視察については、計画地内には立入りできておりませ

んが、沿道からの状況把握に努めているところであります。

水質汚染については、申請内容が廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた基準を満たす設備、対応方法であること、また事業者が申請のとおり適切に対応することにより地下水や水源を汚染するおそれはないことと判断され許可がなされたことから、法令遵守徹底のための監視と指導を適切に行っていくことにより、法で定められた水質基準は守られるものと考えております。

この産業廃棄物最終処分場の建設差止めに係る仮処分申請については、令和3年3月25日に広島地方裁判所において申立てを行った517人のうち9名の訴えを認め、建設の差止めを認める仮処分がなされたことは承知しております。現在、JAB協同組合からこの仮処分決定に対する異議申立てがなされ、本年6月頃に異議申立てに対する裁判所の決定が予定されていると伺っております。

また、広島県の設置許可の取消しを求める行政訴訟については、令和2年7月15日に提訴されて以降、これまで計7回の口頭弁論が行われたと承知しております。これらの件については、現在係争中の案件でもあることから、今後の動向を注視していくとともに、引き続き国、県、三原市の関係機関と情報共有を図ってまいります。

この産業廃棄物最終処分場建設に関しては、これまでも三原市と十分に意見交換を行ってきたところであり、現在、三原市が行っている市民への意見聴取に基づく対応も踏まえ、今後も必要な対応について検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 1番金森保尚議員。

1番（金森保尚君） それでは、1件目の災害対策について再質問させていただきます。

1番目と2番目に御質問した平成30年度の災害と令和3年度の災害、併せて再質問させていただきます。

平成30年に受けた災害は今年度中に復旧完成させるということだったのですが、昨年のさらなる豪雨災害で同じ箇所が被害を受けたところが多々あると思います。昨年被害を受けたところはこれから3年間の中で復旧しますという回答だったと思うのですが、ダブったところ、4年前災害を受けてまだ復旧しないうちに去年また受けた、この箇所については前者の今年度中に復旧するのかどうか、この点を御回答ください。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 平成30年度災害の箇所のうち、昨年の夏に再度被災を受けた

ところについての目標ということで御質問でございます。

市長の答弁にございましたけども、昨年の夏、令和3年に発生した災害につきましては、民家に近接した箇所ですとかライフラインに影響ある箇所、こういったところから発注を進めまして、全体としては令和3年度を含めて3年間で完了する予定ということにしております。

このうち、御指摘のありました既に平成30年に被災している箇所、こういったところで再度被災した箇所につきましては、長い期間復旧に至っていないというところで、令和4年度での完了を目指すということで考えております。

広島県におきましても、県の工事につきましても工事箇所が多数あって、引き続き建設業者等の受注状況等を把握する必要がございますけども、こういったところで広島県とも連携しながらしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1番金森保尚議員。

1番（金森保尚君） また、本川については、中流地域でもいまだ土のうが積み残されている状態のところもあります。さらなる上流に向かっていくと、4年前の土石がそのまま川の中に残っている状態もいまだあります。県の管轄であると思いますが、ここの部分についての復旧予定について、お答えいただけるようであればお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 県のほうで行っております本川のほうの災害復旧箇所についての御質問でございます。

御指摘の箇所につきましては、お話のあったとおり、県のほうにおいて復旧工事について取り組まれているところでございます。平成30年度に発生した災害復旧工事について、これは工事発注済みではございますけども、まだ完了に至っていないというところで私どものほうも認識しております。

市内におきましては、今の災害の関係等の工事箇所が多数あることと業者さんのほうの手持ち工事、こういったものが多い状況になっているのに加えまして、昨年夏の豪雨に伴う緊急対応ですとか、そういったものでこういった現状に今とどまっているということと考えております。

県のほうの全体的な方針としましては、様々な対策を講じながら早期完成に向け取り組むということでされておりますので、令和3年度において再度災害を受けた箇所もござい



ますので、まずは、我々としましては早期の工事完了をしっかりと要請していくというところと、併せて今後の出水期における対策、こういったものも万全に行っていただくように要望するとかを行いながら、引き続き県と調整を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1 番金森保尚議員。

1 番（金森保尚君） 続いて、3 番で御質問した大王地区の浸水対策の件なのですが、ポンプ設置の設計をされている、なおかつ用地の取得もされているという御回答がありました。具体的にどこに設置予定なのかお聞かせいただければと思います。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 続きまして、本川の浸水対策の状況でございます。

これにつきましては、もともと平成30年度の浸水被害を受けまして、市長の答弁のほうでも答弁させていただいておりますけれども、それを受けまして大王地区のほうでポンプ施設等の設計を進めていたというところでございます。その事業を進めていこうとしていた矢先に、昨年の夏の災害が起こってしまったというところでございます。

これに対して修正設計というのを今後進めていくということでございますけれども、こういったことで、現在地域のほうの皆様方におきましては、度重なる浸水被害に遭われているというところで、そういった中で具体的な計画を今まだお伝えできていないというところで、大変御心配をおかけしているということで捉えております。

少し現在の作業状況について御説明させてもらえればと思うのですが、県のほうで、市も協力しながら、流量シミュレーションということで、これは市長のほうの答弁でも触れておりますけれども、県のほうで行われているというところでございます。これにつきましては、最近の災害の豪雨に伴う浸水状況につきまして、被害が発生した地域の現地の河川ですとか水路の状況、あとは地形ですとか地盤の高さ、こういったものを一帯を数値で捉えてモデル化して、そういうのを設定しまして、このモデルに実際の豪雨と同じような雨を流して、各地点での実際の浸水、深さというのが現状の被害高さとか合うような形で調整していくというので設定していくというもので作業をしているものでございます。こういったものを電子的にコンピューター上で再現しながら対策を具体的に考えているというようなのが現在の状況でございます。

今の浸水被害に対する対策の検討といいますのは、例えば護岸が、ここが壊れたからそこを直すというような対症療法的に対策立案できるものではないということで、面的にい

ろいろ捉えていかないといけないというところでもありますので、こうした検討作業が必要になっているということで、今現在それに取り組んでいるというところがございます。この作業につきましては、県のほうでもスピード感を持って取り組まれておりまして、国などとの協議も精力的に行われているということでお聞きしておりますけれども、市長の答弁でもありましたけれども、現在具体的な事業計画について取りまとめられていると、最終的な詰め段階に来ているということで聞いております。引き続きスピード感を持って様々取り組んでまいりますので、御理解賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1番金森保尚議員。

1番（金森保尚君） 具体的にお聞きしたかったというのは、住民の方は何かしてくれるのだろうなど、まだここまでの意識しかなかったです。今お聞きして、ポンプ設置も予定はされていた。それが県の計画によって変更があるという状況だったのですが、私がうわさで聞いたところによると、2か所ポンプがつくらしいというのを住民の方からお聞きしたのですが、その箇所、2か所か3か所か、もしその点だけでもお答えいただけるようであればお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 申し訳ございません。ポンプの設置の箇所でございますけれども、平成30年度の豪雨を受けまして設計しておりましたのは、橋の名前でいくと番屋橋という橋がありまして、その少し下流のほうになりますけれども、そこに1か所もともと計画をしていたというところがございます。今後の、今、県のほうでのシミュレーションを踏まえた、我々の計画の変更になりますけれども、基本的にはその箇所については、場所は踏襲しポンプを設置していくようになるのかなということで考えておりますけれども、最終確定ではございませんけれども、最終案としては考えていかないといけないのかなというふうには考えています。

その他の箇所につきましては、今まだ現在県と調整している、シミュレーションで作業をしているというところがございますので、確定的なことはちょっとお話が今できないということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1番金森保尚議員。

1番（金森保尚君） 本川の、今言われたポンプの、番屋橋辺りは、急に川幅が狭くなっ

ているのです。これがまた海の満ち潮でかなり影響を受けてくるところになっているのです。どんなポンプがつくのかなというのも話の中に出てくるのですが、満潮時であっても有効な機能を発揮するポンプであるのか、この辺も非常に気になったのですが、県のシミュレーションによってその辺も変わってくると思いますので、市のほうも十分その点も注意しながら設計段階で検討いただければと思います。

もう一つ、浸水対策としては、今大王地区をお尋ねしたのですが、竹原市内では東野町とかほかでも対策地域はあると思います。この辺においても分かる点からでもお答えいただければと思います。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 市内におけますその他の地区での浸水対策ということで御質問でございます。

現在、取組を進めるということで行っておりますのは東野地区ということで、川でいくと山田川ですとか柏野川、在屋川というようなところの川線になると思いますけども、東野地区につきましては、現在もう測量業務、設計業務、これを実施中でございます。内容としましては、ポンプ場の設置を中心とした雨水計画の立案ということで行っております。この業務、しっかり検討して取り組んでまいるということでございます。

このほかにも毛木地区についても対策、検討を進めているということで、現在は測量業務を実施中でございます。今後現地の状況、こういったものを踏まえまして対策検討ということで進めていこうと考えております。あと、皆実地区のほうについても進めるということにしております。これにつきましては、測量設計業務を来年度以降発注ということで、対策をまた検討していくということで、以上のようなものを主に進めていくということで考えております。

こういった浸水対策、市内今まで非常に重たい課題ということになっていたところですけども、来年度からは体制的にも拡充してしっかり取り組んでいくということにしておりますので、御理解、御協力のほうよろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1番金森保尚議員。

1番（金森保尚君） 次に、本川流域の強靱化という非常に大きなくくりになってくると思うのですが、これについてお聞きしたいです。

本川の氾濫というのはこの4年間で2回あったわけなのですが、それより過去に遡っ

て住民の方に聞くと、昭和42年にやはり同じような大きな水害があったと。42年とい  
いますと約50年前のことなのですが、50年間はなかったものがこの4年間で2回あつ  
たという、気候変動によるものだと思いますが、非常に住民の方は不安になられて、どう  
しようもないというのを感じながら不安になられています。

今、県のほうでそういう対策、シミュレーションをしながら設計をされるという対策を  
取られているということで、設計段階で竹原市として意見を出していただけるということ  
は非常にしていただきたいことのひとつであります。何十年も、前回の災害時から住まれて  
いる住民の方は、皆さん言われるのは、本川上流を上がった支流になる高下谷川、ここを  
一番に改善しないとその下の大王、上市に流れていくのだということを皆さんおっしゃる  
わけなのです。高下谷川の根本的な強靱化というところを、ぜひ市からは県のほうに意見  
を述べられて、設計段階で検討いただきたいというのが皆さんの思いです。

それと、強靱化してほしいというのを皆さん言われるのは3点で、高下谷川の強靱化と  
先ほど申しました本川の川幅です。これが急に狭くなっていると先ほど言いましたけど、  
ここの問題、潮の満ち引きにも影響が及ぶ。ここの川幅の問題を大きく言われます。それ  
によって、大王、上市からの小川から流れ出る治水が止まる、今言うポンプを計画してい  
こうとされていますけども、この3つが関連すると思いますので、ぜひ強靱化になる設計  
に携わっていただきたいと思いますが、この辺、市長は地区の自治会長さんと意見交換  
をされているとお聞きしました。市長はこの辺の本川流域の課題についてどうお考えかお  
聞かせください。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 本川の地元の方々からのお話というようなところで御質問でござ  
います。

今、議員のほうからも御指摘ございましたけども、3点ほどありましたけども、1つ  
が、高下谷川からの、これは土砂流出が大きいところかと思えますけども、そういったと  
ころ。2つ目が、本川の河川の断面、こちらが小さい区間があつて、そちらから水が越え  
てくるというようなところ。3つ目は、大王ですとか上市地区、あと町並み地区を流れる  
水路から水があふれるというようなところ。こういったような事象につきましては、今の  
浸水被害に関しまして根本的な課題ということで、これは県も市もしっかり認識している  
ところとございまして、これらの課題に対応しまして、本川の流域全体としてどういった  
対策を講じることができるのか、どういったものが効果的なのか、効果的にするためには

いろんな対策のいろんな組合せということで検証していかないといけないと考えておりますけども、そういったようなところで先ほどから御説明しておりますシミュレーションということをしていると、これを県と市が一緒になって検討を進めているというところがございます。

一方で、地元の方々のお声というようなところにつきましては、今年の夏の災害発生以降、随時対応してきたところということで考えておりますけども、市長と関係自治会長さんとの懇談の中でもいろいろお伺いしてきておりましたけども、そういった内容につきましては、例えば水路蓋の固定とか堆積土砂がまだあるというようなところの撤去の対応などは実施してきたところがございます。こうした地元の方々からの御意見に対しましては、引き続きしっかり耳を傾けてお聞きしまして、県に対してもしっかりと伝えるところは伝えていくということで考えております。

いずれにしましても、浸水被害に遭われた皆様方にとりましては、なかなか現在我々のほうの作業の状況が見えにくいという状況がございますけども、御理解、御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1 番金森保尚議員。

1 番（金森保尚君） 非常に期待の持てる御答弁ありがとうございます。

企業でよく言うのですけど、現場第一主義といいます。お客様満足を得るためには一番に考えよと経営者が言う言葉であります。今の状況においてお客様の満足、市民の満足を得るという1つの目的の中、非常に必要な事項だと思っておりますので、ぜひ実行いただきたいと思えます。

次の質問に参ります。

2 番目の件の御質問です。

まず、2 番目の質問の中で、水質汚染について質問いたしました。広島に今回の本郷と同じ業者が操業している処分場があると、御存じだと思うのですが、先日、私、その処分場を見に行ってきました。調整池というものが道路のすぐ横にあるので目視することができました。指導が入ったとき、浄化装置をつけなさいという指導が入ったらしいのですが、その装置も見ることができました。道路を挟んだ反対側に排水溝があって、そこに流れ出ている水も見ました。どのようなものが排水溝の下にたまっているのかというのも見ました。この排水が賀茂川に流れるということは、非常に考え難い内容でありました。こ

の処分場は面積をだんだんだんだん広げていって、27年がたっているそうです。27年後どういう状態になるかというのを想像できるものではないかなと感じました。事業者は当然利益優先で考えますので、そういうことも法律にかからない程度でやっていくのが常だと思います。

計画地の中で分水嶺という言葉を使ったのですが、この本郷の計画地というのは峰が続いている中の計画地ということで、雨が降りますと左右に水が流れ出る地形なのです。その地形から三原に流れ出る水の量と竹原側に流れ出る水の量と、竹原が7割だそうです。この7割という数値を市のほうでは把握されているのかお聞かせ願います。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 失礼いたします。先ほどの水の流れについてでございますけれども、お話には聞いておりますけれども、実際に確認に行ったようなことは実はいたしておりません。参考にさせていただきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 1番金森保尚議員。

1番（金森保尚君） 監視と指導をされていくという言葉もありました。監視と指導をしながら改善していく、事業者に改善を指示するというのも必要だと思いますが、監視と指導を市が主導して行っていくには、竹原市も水源保護条例というものを持っておくべきというふうに感じます。三原市は既に条例の制定に向けて動きをされていますが、竹原市もその条例に向けて動くべきと考えますが、それには我々市議会のほうも同調しなくてはいけないというのも考えます。市議会と市が同じ方向を向いて体制をつくることが必要なのだと思っています。

竹原のおいしい地下水は、自然の恵みを長年享受した結果の竹原の財産だと思います。これを財産と捉えてどう生かすか、未来に向け、この地下水源を財産として考えておられるのかお聞かせ願います。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 水質のお話でございます。

水質につきましては、基本的には許可権者であります広島県のほうが監視であるとか指導とかを行う、立入検査、そういったものを行うのと併せまして、事業者のほうも水質検査をしなければならないということでございます。許可権者ではないのですが、竹原市といたしましても三原市と連携しながら必要に応じて処分場から排出される水質において監視を続けてまいりたいと考えております。

また、条例のお話が出ました。これまでの一般質問等でも御答弁申し上げましたとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのがございますので、まずはそちらのほうで対応するといたしまして、また条例の制定につきましては、三原市と連携を取りながら今後対応していきたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 1 番金森保尚議員。

1 番（金森保尚君） 危険性のもう一つとして土砂災害特別区域であるということもお話ししました。これも原告団の方が指摘されているところでもあります。昨年の夏の豪雨災害のときも 2 号線に土砂が流れ出たと聞いています。このように、計画地の不適合性については、市民の皆さんが不安等、どうしようもない憤りを持っておられることは事実だと思います。その点、市はそのお気持ちに寄り添って受け止めていかなくてはいけないのではないのかなど、そう思います。

三原市の土地で県が許可を出している処分場ですが、危険が発生するとしたならば、一番害を受けるのが竹原市であります。先ほど広島市の例を挙げましたけども、一度操業すると事業者は拡張、面積拡大ができればするというのが経営の考え方だと思います。危険が予知される状況の中、市長は竹原市の首長としてこの処分場をどう考えておられるのか、できる範囲でお答えいただければと思います。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 大変重要な問題であると考えております。私どもといたしましても、行政といたしましては、まず水質を安心・安全で利用できるような水の保護、こういったものをしていかなければならないと考えております。

また同時に、環境施策といたしましては、ごみの適正な処理というものにも気をつけていかなければならないと考えております。環境行政といたしましても、その 2 点、水質もあります。ごみ処理も適切に対応していかなければならないと考えております。そういったバランスの中で今後取り組んでいこうと考えております。また、三原市と広島県とも連携をしながら、条例制定についても細かく連携を取りながら、今後将来に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 1 番金森保尚議員。

1 番（金森保尚君） 最後の発言とさせていただきます。

繰り返しになりますが、賀茂川の地下水による水源の魅力は比類のないものです。30

年後、50年後、この処分場が有害物質を出していたならば、この水源は竹原の水道水にはなりません。農業にも使えなくなります。地元産業であるお酒づくりなど、清水を使った産業も源にはなりません。30年後、50年後、私たちはもうこの世にいないかもしれません。しかし、この水源を守れるのは今の大人、私たちであることも確かです。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（大川弘雄君） 以上をもって1番金森保尚議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後2時05分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位6番、道法知江議員の登壇を許します。

10番（道法知江君） ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。公明党の道法知江です。どうぞよろしく願いいたします。

1、子育て、教育支援についてをお伺いいたします。

子供をめぐる課題は、コロナ禍によって一段と深刻化しています。子供たちを力強く支援する対策が急務です。政府では、こども家庭庁創設へ、基本方針によると首相直属の機関として設置され、前文で明記されているとおり、子供に関する取組や政策を真ん中に据えた社会の構築がこども家庭庁創設の目的であるとありました。

竹原市にとって、支援策拡充へ縦割りを克服してどのような点に注視し、安心して産み育てられ、子育てしやすい町にしていくのか。次の点について、市長、教育長にお伺いいたします。

①里親制度とファミリーサポートについて。

ファミリーサポートでは、子育ての手伝いをしたい人と手助けをしてほしい人とが会員となって、地域の会員同士で子育てを支え合う取組を行っています。現在の協力会員と利用会員数、実働数、利用時間、利用者のニーズの声をお聞きいたします。

全国の警察が2021年に虐待の疑いがあるとして児童相談所に通告した18歳未満の子供は、前年比1.0%増の10万8,050人、過去最多だったと警察庁が発表されました。

また、保護者の家出、離婚、病気、虐待など、様々な事情で保護者と暮らせない子供が



全国で4万5,000人、広島県の3か所のこども家庭センターにおいて対応された児童虐待数は2,787件で過去最多となっており、深刻な社会問題です。

そこで、竹原市の現状をお聞きいたします。

相談対応件数、継続指導、助言指導、他機関あつせん、児童相談所送致数、その他の状況、対策をお聞かせください。

いろいろな里親の形がありますが、その対応についてをお伺いいたします。

Aの養育里親とは、原則ゼロ歳から18歳の要保護児童を一定期間養育する里親。Bの養子縁組里親とは、養子縁組を希望する人が養子縁組の必要な子供を養育する里親。Cの季節・週末里親、広島県ではふれあい里親と呼ばれております、お正月休みや夏休み、週末などに数日から1週間や月1回程度子供を家庭に迎える里親があります。

Cのように、数日子供を受け入れられることができれば、要保護児童だけではなく少しの手助けをお願いしたい保護者のニーズに応えられ、ファミリーサポートのように地域で子供を育てられるのではないのでしょうか。既存のファミリーサポート事業では、利用時間の制限があります。例えば御飯を一緒に食べる、ただそれだけと言ったように、里親になるには特別な資格が必要ありません。とすると、安全で安心できる家庭の雰囲気やおじいちゃん、おばあちゃんのいるような環境でひとときお互いが体験することは、迎え入れる協力会員にとっても暮らしの充実につながります。

子育て中のニーズに応え、先進事例を学ぶことがとても大切だと思います。他市の先進地では、移住者も若者も増え、子育てしやすい町として女性の労働力率も上がり、生産性も高まり、経済効果により貧困率も下がり、地域の活力につながっています。子育てを応援する体制を整備し、未来っ子たちを地域ぐるみで支えることが盤石な竹原市の創出になると思いますので、市長のお考えをお聞きいたします。

②について伺います。

ヤングケアラーについて。

病気の親の世話や家事などに追われる18歳未満をヤングケアラーと呼びます。家族の介護などにより、子供らしく過ごせる権利や教育を受ける権利が阻害されてしまい、人権に関わる事柄で社会問題となっています。苛酷な状況にあることを誰にも気づかれず、助けてくれる人もなく見過ごされているヤングケアラーは世の中にたくさん存在していると言われております。早い段階での適切な支援が大切だと思います。厚生労働省は初の全国調査を昨年12月から全国の教育現場を対象に調査を始めるとありました。ヤングケアラー

の認識と実態把握と今後の支援体制をお伺いいたします。

大きな2点目、がん対策の支援についてをお伺いいたします。

①医療用ウィッグ。

化学療法や放射線などのがん治療で脱毛した方の髪が生えそろうまでには数年かかります。この期間に通院で治療を受けながら働く人たちが医療用ウィッグをつけることがあります。購入には健康保険が適用されず、価格の高さに悩むがん患者がいることに、広島県もニーズが高まっていると判断し、購入の半額を支援する動きがあります。上限額などの詳細も含め、認識について伺います。

また、単市独自に補助率を上げ、少しでも当事者の負担軽減になるよう努力し、安心して治療に臨める体制を構築するお考えはありますか、お伺いいたします。

②HPVワクチン——子宮頸がんワクチン——についてを伺います。

安全性やがんの予防効果のデータの蓄積により有効性が証明されたため、令和3年11月26日より積極的な接種の勧奨が再開となりました。子宮がんなどの原因となるヒトパピローマウイルス——HPV——の感染を防ぐワクチンはA類疾病であり、接種の努力義務があり、勧奨ありとなっている中、国が積極的勧奨をしないと決めたため、ほとんどの自治体はこの7年間個別の周知も行わず、定期接種であることを知らない方もおられ、今回の通知で戸惑いが生じています。

HPVワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、対象であった平成9年度生まれから平成17年度生まれの女子がキャッチアップ接種の対象となりました。対象者人数と周知、勧奨方法と規定の回数を打ち終わる前に中断をしていた方への対応はどのようになりますか。積極勧奨は情報提供が鍵となります。あわせて、相談支援体制、医療体制の維持、確保についてをお伺いいたします。

以上、壇上にての質問は終わります。なお、答弁によりましては自席にて再質問を行ってまいりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 道法議員の質問にお答えいたします。

1点目の子育て、教育支援についての御質問でございます。

ファミリー・サポート・センターにつきましては、本市においては、竹原市社会福祉協

議会へ平成18年9月から業務を委託し実施しており、令和2年度の実績では、協力会員181人、利用会員184人、実動件数が延べ1,288件、利用時間が576時間となっており、利用者ニーズとしては、習い事や保育所等への送迎や預かり支援が多く、利用時間の延長希望等の声をいただいております。

次に、児童虐待の本市の状況につきましては、令和2年度実績では、虐待相談対応件数が53件、内訳として、継続指導が42件、他機関あつせんが9件、児童相談所送致が2件となっており、日々の対応としましては、まずは早期発見等に努めるべく、関係機関と連携の上、訪問や見回り等の対応を実施しているところであります。

次に、里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童の養育を委託する制度であり、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型を基本とされておりますが、最近では家庭内生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して里親へ養育委託を行う週末里親、季節里親の活用事例もお聞きしております。

また、令和3年度から、保護者の入院、出張、親族の看病などの理由で一時的に子育てができないケースに対応するため、7日間以内の宿泊であるショートステイ事業、休日や夜間の預かりであるトワイライトステイ事業が子育て短期支援事業として市町から里親に直接委託して実施することが可能となるなど、里親を活用した子育て支援制度の拡充が図られてきております。こうしたことから、里親の活用を図るために、里親登録数の増加に向け、引き続き周知等に努めてまいりたいと考えております。

子育て世代の負担や不安、孤立感が高まっている現代社会の中、子供の育ちと子育てを地域や社会全体で支える仕組みが必要であることから、本市においては、現在、第2期竹原市子ども・子育て支援事業計画に基づき、児童虐待への対応や支援が必要と認められる子供、家庭への支援を実施しているところでありますが、他市町の先進事例等も参考としながら、子育て支援の充実に向け検討してまいります。

次に、ヤングケアラーにつきましては、一般に18歳未満の子供が年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護や世話をしていることから自らの育ちや教育等へ影響を及ぼすなど、近年大きく社会問題化している現状があります。こうした状況を踏まえ、厚生労働省と文部科学省合同による学校を対象とした初めての全国規模の調査が実施され、世話をしている家族がいると回答した子供は、中学2年生で5.7%、およそ17人に1人、全日制高校2年生で4.1%、およそ24人

に1人であり、ケアの内容としては、食事の準備や洗濯などの家事、兄弟姉妹の保育園への送迎、祖父母の介護や見守りなど多岐にわたるとともに、対応時間は、平日1日の平均で、中学生が4時間、高校生が3.8時間、中には7時間以上と答えた中高生が約1割存在するという結果でありました。

本市独自の調査等の取組は実施しておりませんが、当事者本人にヤングケアラーという自覚がない場合も多く、誰にも相談できていない状況がうかがえる内容となっており、日々の対応案件の中からも全国調査と同様に家事や家族の世話等を行っている状況を確認しているところであり、関係機関、団体等が連携し、ヤングケアラー当事者が周囲から孤立することなく、地域社会全体で支えることを考えていくことが必要であると認識しております。今後におきましては、国の動向を注視しつつ、関係機関における認識の向上、早期発見の手法、当事者の自覚を高める取組、支援の在り方等について研究してまいりたいと考えております。

次に、2点目のがん対策の支援についての御質問でございます。

がんの治療を受けたことにより副作用として脱毛が起こることがありますが、こうした外見変化に対する患者の心理的負担は大きく、外出や人と会うことを控えるなど、社会参加が減少する傾向にあります。このようながん治療による外見変化に起因する患者の心理的負担を軽減するアピアランスケアを推進するため、広島県では、令和4年度から脱毛の副作用を伴うがん治療を受けた方または現在治療中の方を対象に、医療用ウィッグの購入費用の2分の1、上限額5万円までを助成する事業の開始が予定されております。

本市といたしましても、この県の助成制度を市民の皆様に周知を進めるとともに、外見の問題について誤解や偏見をなくすよう正しい情報提供を行うなど、アピアランスケアの推進に取り組んでまいります。

HPVワクチンの接種につきましては、令和3年11月26日付の厚生労働省通知において、積極的勧奨差し控えを終了し、令和4年4月から定期接種の対象となる小学6年生から高校1年生には個別勧奨を再開する方針が示されました。

また、令和3年12月28日付の厚生労働省通知では、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方へのキャッチアップ接種については、9学年を対象に令和4年度から3年間実施すること及び1回または2回接種した後に中断した方への対応等は方針が決定し次第示されることが明記されております。

これらを踏まえ、本市におきましては、キャッチアップ接種の対象となる9学年783

名のうち、一度も接種していない601名に対し、案内通知、接種券及び予診票を本年4月以降個別送付する予定としており、接種を中断した方に対しても今後詳細なキャッチアップ接種の方法が示され次第、御案内できるよう準備を進めてまいります。

相談体制及び医療体制の維持、確保につきましては、広島県及び竹原地区医師会と連携を図るとともに、対象者及び保護者に対する個別通知の際には相談先等の情報提供を行ってまいります。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） それでは、再質問を行ってまいりたいと思います。

現段階でのファミリーサポートの状況なのですけれども、答弁によりますと協力会員が181人おられるというふうにありました。これは実動になっているのかどうかということとをまず一点伺いたいと思いますし、またこの利用の時間帯とか金額なども教えていただければと思います。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 登録者数ということで、181名、184名ということになっていると聞いております。また、利用料金でございますが、日曜日等も違うのですが、600円です、1時間当たりの単価がそういうふうになっております。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 平日は7時から19時まで利用が可能で、これは時間で600円ということで、上記以外の土曜日とか日曜日に御利用されたりした場合には700円だというふうに伺っております。

たくさんの方々が竹原市の子供さんを守っていただいているなということ、協力会員さんの数を見るとすごく協力体制をしいてられるなというふうに感じております。

ただ、例えば利用に当たってのニーズの声とか、そういうものはどうなのかなということ、利用時間の延長などの希望というものは以前からあったのではないかなと思うのですが、この時間帯については、当初、平成18年から変わっていないものかどうか聞きたいと思います。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 御指摘いただいたとおり、利用時間の延長については、常に要望があるということでございます。ただ、ファミリーサポートの制度が始まって以

来、時間の延長等を行っていない、発足時と同じ、先ほど申しあげました夕方7時までと  
いうことであります。変更はないということです。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 制度があつて、非常に利用される方のニーズとしては時間の延長  
も希望しているということだと思います。これに対してもいろいろ対策を講じていかな  
ければならないのかなというふうに感じています。

一方では、先ほど壇上で申しあげたように、里親制度というのが令和3年度からちょ  
と緩やかないろいろな表現に変わってきていますし、そのことについて、これだけ竹原市  
民の方々が子育て、子供に対しての守りの態勢があるという方がたくさんおられる、そ  
ういった方々に対しても、例えばCで申しあげた里親制度のようなことが令和3年度から行  
われているのだということをお知らせする必要があるのではないかなと思いますけども、  
その点について。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 御指摘いただいたとおり、里親制度、随分近年変わってき  
ております。まず里親の登録者数なのですが、広島県全体で258名の里親の登録をいた  
だいているということです。

冒頭の御答弁でも申しあげましたけれども、このたびから、夕方、夜間のトワイライト  
ステイであるとか1週間以内のショートステイ、そういった2つの制度が、令和3年か  
ら、児童相談所ではなくて各市町村で仲介をするという制度ができました。これにつま  
ましては御指摘のとおりでありまして、竹原市も里親登録を増やしていくということがこれ  
からマッチングをしていく上で大切なことだと思っております。そういったことも含めま  
して、これまで以上に周知のほうに努めていきたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 分かりやすくよろしくお願いいたしますと思います。

それと、その後の児童虐待の相談件数を伺ったのですが、53件というのはいろいろ  
類型等もあるとは思いますが、この件数というのは、どうかな、すごい多いのではな  
いかな。継続指導が42件で、他機関あつせんが9件、何と児相に2件というのは、1年  
間で、この数字は率直にどのように受けられていますか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 失礼いたします。53件につきましては特にないのですけ

ど、先ほどおっしゃったように、児童相談所への送致、これが2件というのがちょっとびっくりしたかなというところではございます。少子化の中で本来ならば虐待件数も減っていくのかと思うのですが、そうではなくて逆に増えているということは、恐らくですが、認知度が上がったということではないかと考えております。この点につきましては、関係機関と密に連携を取っていかなければならないなと感じております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 改正児童虐待法というのが2020年4月に施行されて、これ一番大きい内容は、親権者の体罰の禁止ということで、家庭内のしつけというのが、これが虐待につながるということとか、周辺の地域の住民たちが通告したりとか、警察のほうにお知らせしたりとか、そういうことも含めて相談対応件数というのも増えてきているのかもしれない。しかし、その結果、先ほど市民福祉部長が言われていたように、送致が2件というのは非常に深刻な問題ではないかなというふうに感じています。

2月の頭だったですか、岡山でも5歳の女の子が鍋の上に立たされているというような、亡くなってしまったというようなことがありました。これは決してよそごとではなく、本市を取り巻く未来ある子供たちに、様々な大人たちが常日頃からどういう目で子供たちを見配り、気配りしていかなければいけないのかなということを感じます。

ですので、里親制度というのは一つの制度であって、それに対応できる、里親になりますよと手を挙げてくださる方が、実は私も理解してなかったのですが、養育といっても、その子供をずっと見ていかないといけないのかなとかそういう感覚でいたのですが、そうではなくて、週に1回でもいい、そして1時間、2時間でもいいって、月にそれが1回でもいいですって。家庭的な雰囲気味わってもらえる、そういった制度に変わっているということを知らない方も多いのではないかなと思います。ファミリーサポートのように協力会員さんが多い竹原地域でもあるので、ぜひそういったことも発信していただいて、竹原の住民、大人が、みんなが子供たちを見守っていく、児童虐待につながらないよという、そういったことは非常に大切ではないかなというふうに感じています。

それで、そこに行くまでに、竹原の問題点というのがあるのかなと思っていろいろ調べていただいたのですが、子育ての機関に関しては、例えばなのですけど、いろんな専門のところの窓口がそれぞれ違っていたり、児童虐待は学校で発見される場合も、子供の身体的な傷があるとかあざがあるとかということであつた場合も学校現場ではあ

るかもしれませんし。そうではない、子供たちだけを遊ばせているところで大人が、専門職の方が見るということもいろいろあると思います。

それで、いろんな機関が多種多様にいろいろ窓口が点在しているというか、ばらばらになっているということも1つ、竹原市の問題かなと思うのですが、妊娠、出産、子育てに関しての相談はたけはらっこネウボラであります。しかし、教育相談となると教育のほうになるので教育相談室に行かないといけないとか、家庭児童相談室に相談、社会福祉課のほうの子ども福祉係にありますとか、人権に関して、子供のことになると当然親御さん、家族の問題も含んできますので、女性相談に関わること、もしかしたらお母さんがDVに遭ってて、それで家庭の中で子供に対する虐待ということも起きている、そうすると人権センターですよというぐらい、このようにそれぞれ窓口がばらばらになっているということも大きな問題ではないかなというふうに思います。

一方では、今年からですか、重層的相談支援というのも体制をしいていきます。そこではひきこもりとか高齢者の問題とか障害者の問題とかというのを重層的に支援していきます。その内容をしっかり準備して社会福祉協議会のほうに投げますというのが現実ではないかなと思うのですが、一番未来の竹原市を担っていく子供たちの窓口、まずどこなのかというので、どこかで集約していく必要があるのではないかなというふうに感じます。

一方では、先ほど申し上げたように、ボランティアの方々の協力も非常に多くあって、ホームスタートというので、ふれあい館さんのほうでホームスタートを行っています。先輩ママがおうちに来てくれて、ホームビジターという名称ですが、子育ての経験のあるボランティアの方に御自宅を訪問していただいて、一緒に公園で遊んだり、一緒に料理をしたり、家事をしたり、一緒にお話ししたり、一緒に過ごす無償のボランティアが、6歳以下、未就学児、これは利用料金は無料となっているのです。

一方では、たけはらっこネウボラ、妊娠、出産、子育ての相談に応じた切れ目のない支援を助産師さん、保健師さん、栄養士さん、保育士さんなどが対応してくださっている。ファミリー・サポート・センターのように、先ほど壇上で申し上げましたけれども、子育てにちょっとだけ手を貸してほしい人と、それをサポートする地域の人たちが会員となって一時的に子供の世話を有料でサービスする。様々ないろんなサービスはあると思うのです。

ですので、こういったことも、もう近い将来なのですけど、こども家庭庁というのができるということもありますので、ぜひ地域で丸ごといろいろな重層的支援等も、丸ごと支



え事業もありますけれども、その中にも子供というのも入っていたりするのですよね。それでは一体どこが本当に責任を持って子供の成長をきちっと見届けていくのか、児童虐待とか様々な、先ほどのヤングケアラーとか、そういった問題を起こさないような、そういう機関というのはどこにあるのかなというふうに思います。

それと、ヤングケアラーのことについての質問の中に、日々の対応案件の中から全国調査と同様に家事や家族の世話などを行っている状況を確認しているところですよという答弁がありましたけれども、どこが確認をされてどの機関がそういった状況を確認されているのでしょうか、教えてください。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 担当部門で申しますと社会福祉課の担当となっております。また、そこだけで全てが分かるわけではございませんので、そこから例えば警察であるとかそういった公共機関、そして介護福祉であるとか障害福祉であるとかそれぞれの事業所の方、そういった方々と連携を取りながら確認をしているというところで、現在の業務はそうですが、その中からもちよっと心配な案件というのは見つかってくるという状況にあります。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 全国調査があるというふうにありましたけれども、例えば学校機関とかの認識、ヤングケアラーということに対する認識はおありかどうか、もし答弁いただけるようだったら、教育次長、お答えいただければ。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 学校現場におけるヤングケアラーに対する認知度というのですか、その状況については、今年度、全国で調査したような児童生徒を対象にした調査はしておりませんが、各学校に対して、ヤングケアラーに関する認識でございますが、実態調査というのを行ってございまして、その結果としてどの学校もヤングケアラーの概念についてはしっかり認識しているということでございます。一定の周知はされている状況にあると、そのように認識しております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） どうも調べたら、全国調査は無作為に調査されているということだと思います。

しかし、その実態というものは、いろいろ学校現場等においても研究がされるのではないかなと思いますけれども、家族の世話がお手伝いの範囲を超えているとか、それによって学業や健康や友人関係、本人の将来の進路にも影響を及ぼしかねない。だから、まずヤングケアラーの社会的認知度を高めることも必要ではないかなというふうに思います。福祉、介護、教育などの関係機関の職員向けの研修等も必要ではないかなと思うのですが、その点について御答弁いただければと思います。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） これは、認知度を高めていくというのがまず一番優先されることだと思います。これまでになかったような虐待、それも心理的な虐待が増えているという状況が1つと、今御指摘いただきましたヤングケアラー、なかなか表に出にくいヤングケアラーという問題がありますので、そこら辺につきましては、先ほどありましたように、重層的支援体制の整備事業の中でいろんな社会的なつながりを増やすような制度に変えていかなければならないかなと考えております。これからそういった体制を整備していきますが、そこに重点を置きながら考えていきたいと思っております。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 小学校6年生対象に1月から実態調査が行われると思います。年度内に調査の結果がまとまるということだと思いますので、しっかり連携を取っていただきながら研修をしていただければなというふうに思っております。こういった状況の中でも17人に1人いるわけです。その辺のことも含めて対応をお願いしたいと、どこの課がやるのかというのではなくて、しっかりと連携を取っていただきたいというふうに思っています。

それでは、がん対策の支援についてを質問させていただいています。

広島県のほうでは、予算のことになりますので、3月15日が県議会の最終日だと思います。その日でないと県のほうの結果が決定かどうかは分かりませんが、がん医療の進歩によって治療を継続しながら社会生活を送ることができるがん患者が増えているということに対して、ニーズが高まっているということ意識して、県のほうが2分の1を出すということをほぼ決定されると思います。

外見が変化することで他人との関わりを非常に避けなくなったりとか外出を敬遠したり、今までどおりの生活を送りにくくなる人がいます。治療に伴う外見の変化に対して医療現場におけるサポートの重要性が認識されて、医学的・西洋的・心理社会的支援を用い

て外見の変化を補完していく、がん患者さんの苦痛を軽減するケアがアピアランスケアだということです。アピアランスケアに関しての相談体制というのは、うちはどこが対応していただけているのでしょうか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 失礼します。まだこういったアピアランスケアというものを実際に取り組んでいるかという取り組んでないのですけれども、健康増進という観点からいえば保健センターということになろうかと思います。あとは、相談業務につきましては、県内に13か所がん診療拠点病院があるのですが、そちらのほうで電話相談等を行っているという情報は入っております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） それでは、子宮頸がんのことについてを伺います。

子宮頸がんというのは年間1万人ぐらい罹患をする、約2,800人が亡くなるということです。私、平成21年12月と平成22年6月と令和2年9月と子宮頸がんのワクチンについて一般質問をさせていただいております。手元に資料があれば教えていただきたいのですが、この間、いわゆる接種勧奨になってから接種率というのはどのような推移なのか、一番高いところの接種率はどれぐらいだったのかというのが、もし手元の資料であれば教えていただきたいと思っております。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 通年のものは資料としては持ち合わせておりませんが、先ほどおっしゃった一番高いときの率なのですが、これは始まって2年目、平成23年度が73%ということです。積極的な勧奨を取りやめるといったのが始まったのが平成25年ですから、そのときが一番低かったという話なのですが、率については把握しておりません。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） 子宮頸がんのワクチンというのは、100%という表現も昔してましたけど、90%以上が防げるがんなのだ。女性のがんの乳がんに次ぐ高い子宮頸がんなのだ。若い方が特に症状として現れてくる。子を持つお母さんたちが子宮頸がんにかかって亡くなるということで、マザーキラー、怖い病気だというふうに言われております。もしこの接種期間が、勧奨がない、もしあったらもっとたくさんの方が救われる状況

だったのではないかなというふうに思います。

先ほど部長が答弁していただいたように、平成23年のときが73%の接種率だったということです。このワクチンは3回打たないといけない。長期にわたって接種を中断していた人は今回1回目から打つのですかという質問があるのですが、それに対してどうなのでしょう。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 全部で3回の接種が必要ですが、かつて1回か2回接種された方につきましては、あと残り2回分、そして2回打った方は残り1回分を接種していただければよろしいということになっております。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） そうですね、ワクチン3回打つ必要がある。長期にわたって接種を中断していた人でも2回目から打てばいいということで、公費も、これは無料ということですね。結構金額が高いのです、自己負担されていた方もおられるのですが。自己負担、1回1万6,220円、これを3回打たないといけない、5万円近い金額。これが無料ですよ。小学校6年生から高校1年生の児童生徒に正しく知ってもらうためには、情報提供が本当に必要ではないかなと思います。

2013年に国が子宮頸がんワクチンの積極的な接種の呼びかけを中止して以降、ワクチンの接種率は急激に、部長がおっしゃっていたように下がりました。無料で接種できる年代を過ぎた現在の16歳から21歳まで、無料接種の機会を逃した人、こういう人たちにどれだけ今からお伝えしていくのかなということです。教えていただければと思います。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） そうですね。接種の機会を逃した方をキャッチアップしていかなければならないということで、対象者は700名を超えているということですが、それぞれ通知を出して、リーフレット等も送りながらやっていきたいと考えております。

また、令和4年度に受ける小6から高1までの間になられる方については、例えば中学1年生になる方でしたら令和4年4月からというように、順次予診票であるとかを送りますので、その際に相談窓口の紹介であるとか副反応であるとか、そういった予防接種に関する情報を織り込んだ郵便で各家庭に届けたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） これは新年度予算，令和4年度予算にも計上している予算になっていますので，そこでまた詳しくお聞きさせていただきたいなと思うのですが，現段階で市民の方から，接種希望者が増えることを想定して医療機関とか連携して対応する，そういう体制というのは準備できているのですか，信頼できるお医者さんに相談したり，そういう体制はできるのですかという問合せがあるのですけども，その点について，御答弁できる範囲で結構です。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） まず，市内の医療機関ということなのですが，現在予防接種は市内6つの病院，医院で接種をしていただくという状況になっております。

これは，今回の新型コロナウイルスに関しましても医師会等の皆様に大変御協力をいただいているという状況があります。したがって，HPVのワクチン接種に関しましても同様の協力が得られるものと考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 10番道法知江議員。

10番（道法知江君） ありがとうございます。

子育て世代ということに，最初のほうの質問に戻るかもしれませんが，できましたら，組織のことも含むことになる質問になると思いますので，市長に御答弁いただければありがたいなと思うのですが，今，子供に関する取組とか政策を政策の真ん中に据えた社会の構築が非常に必要ではないかなというふうに私は壇上で質問させていただきました。

20年度に，小中高生の自殺が前年度から100人近く増えて，初めて400人を超える憂慮すべき事態もある。また，小学校，中学校の不登校も8年連続で増加し，過去最多になっている。また，コロナ禍によって人との交流が減る中，ネットいじめの件数も調査開始以来最も高くなっている。だから，子供政策を強化することが本当に急務ではないかなと思います。この点についてと。

それと，2点目は，2月21日付の新聞記事があったのですが，政府は子育て世代を包括的に支援する子ども家庭センター新設とありました。現在，母子保健法に基づく妊産婦や乳幼児の保護の相談を受けるネウボラ，子育て世代包括支援センターと，あと児童福祉法に基づいて虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対する子ども家庭総合支援拠点が併存しています。このために2つの機関で情報が十分に共有されず，支援が行き届かない

ケースがある。このため、組織を統合して体制を強化することで支援が必要な家庭の見落としなどを防ぐ必要があるのではないか、防げるのではないかというふうに思います。現在、2つに分かれている支援機関を一本化する準備をしなければならないと思いますけども、その点について、最後御答弁をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 今、議員のほうから冒頭の質問でもありました国の動きに関しては、まだ最終的にどのような状況に落ち着くかということに関しては最終決定を待つということにはなると思うのですが、今課題となっている、例えば、今、議員の御指摘にあったに2つの項目のみならず、やはり教育と福祉の大きな項目、たてりの中で、子供に関わる問題というのは本当に多岐にわたっているというふうな認識がございます。

それともう一つは、今国で検討されている新しい組織の中で、国の各省庁間の今までの現行制度がどのようになっていくのかということが地方団体の組織の立て方にも大きく影響してくるのかなというふうには、今までの国の流れからすると想像できるところでもありますので、様々今から大きな動きとして、恐らく内閣府に設置されるのではないかとというふうな気もしますけれども、そうなったときにどのような体制、またはいわゆる地方の都市としてどういう体制といたしますか、組織というより体制をどのように構築するかということについては、あまり時間をかけずに考えていかなければいけない問題だというふうに思っております。今後しっかり対応していきたいと思えます。

議長（大川弘雄君） 以上をもって10番道法知江議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

予算特別委員会審査などのため、ただいまから3月10日まで休会にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまから3月10日まで休会とすることに決しました。

議事の都合により、2月28日から3月4日は10時から予算特別委員会の付託案件の詳細審査を、3月8日、9日は10時から全体審査を委員会室にてそれぞれお願いし、3

月 1 1 日 9 時から議会運営委員会の開催を経て、1 0 時から本会議を開きます。

なお、2 月 1 5 日に開催されました第 1 回予算特別委員会において正副委員長の互選が行われ、委員長に山元経穂議員、副委員長に川本円議員を選出しておりますので、御報告いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 5 5 分 散会